

者の方で断わる、受け付けないといいう
事情がございます。その二点で、もう少
し無理な、いいレートを出せば、ある
いはもう少し消化できるかもしませ
んけれども、これは日本としましても
むしろ不利であろう、こういうことで
差し控えておるのでござります。

○有馬(調査委員) 年度の融資方針というものが決定されるのでございます。従いまして、まだその閣議も開かれしておりませんし、決定いたされておらない状態でござります。

けれども、すでに本年度の経済の基調といふものは、政府としても国際収支の改善を目指して指導しておられる時期だけに、開銀としてもそれなりの方針というもの、自分はどこを走るのだという基調はすでに立てておられると思いますので、そういう意味合いから、その方針についてお聞かせをいただきたいと存じます。

入れていただきたいと私思つております。そのほか機械工業が日本としましてはかなり立ちおくれておりますので、貿易自由化に対処する意味からも、機械工業の合理化には相当の重点を置かなければならぬであろうか、大体私の私見としましてはそういうふうに感じておる次第でございます。

資を切り詰めましても、効果は二、三年先に現われるものでありますし、また電力など、非常に電力不足を来たすときになりましたとしても、そのときはすでに手おくれになる、こういうことで開銀が融資しておるこういった基幹産業につきましては、あまり設備投資を切り詰めるべきではなかろうとわれわれは思っておりますので、当初の計画通りいたしておるわけでござります。た

いのものがヨーロッパで消化されておる、こういうふうに承知しております。

議決定を見ております。それから三十年度は同じく三十五年六月三日に閣議決定を見ておりますので、例年の例によりますと、通常その時期に決定されるというふうに考えております。

の方と政府と協議してやるというような筋合いでなっておりません。ただわれわれの経験からいたしまして、いろいろ政府に御参考までに申し上げることとはございますけれども、御決定は

電力、海運あるいは石炭等についても、またここ二、三年來意を用いておられる地域開発等についても触れられたわけでありますけれども、先ほど私がお尋ねいたしました産業各分野においても、またこれと並んで、二、三の問題

だその他のいろいろの事業につきましては、それはもと業種なり対象を敵選いたしまして、三十七年度もはんとうに今後の国際収支に役立つようなものに重点を置きました、もととしほつて、（全文）

銀行その他金融機関なりあるいは政府の産業、交通、金融に関する総合的な施策に留意しつつ毎事業年度にその眼目を立てられておるようあります。私拝見いたしますと、三十五年度には長期経済計画に基づく重要基幹産業の設備計画の遂行、それから産業関連施設の整備、地域的経済の均衡ある発展、国際収支の改善、不況産業の再建という工合になっておりまして、さらに三十六年度は産業基盤の充実強化、後進地域の開発、産業構造の高度化、国際収支の改善というようなことがその眼目となっておるようありますけれども、三十七年度の眼目となるのか、この点についてお聞かせいたいと存じます。

○太田説明員 それは毎年該当計画が国会におきまして承認を得ました後で、閣議におきまして政府金融機関の

○有馬(源)委員 大体六月ごろにならなければ、例年の例から見て決定にならないという見通しのようでござりますけれども、總裁にお尋ねいたしたいと存じます。それはすでに本年度の予算は決定されまして、例年の例を見ますと、やはり予算編成の基本方針に沿って、開銀融資についてもその眼目が設定されるという工合に受け取られるわけでございます。そういたしますと、昨年度の予算に対し、あるいは予算運営についてといいますか、政府の経済政策の基調に対しては、私どもとしてはいろいろな批判があるわけでござります。それと同時にやはり財界なり各界におきまして、ニューアンスの差はありますけれどもそれぞれの批判があつて、特に設備投資その他につきましてはきびしい批判が過剰の点について注がれております。そうしますと、当然これは最終決定を見なけれども、なかなかきちつとしたものは總裁にお話しにくかろうと思ひます

政府でするものでござりますので、私から三十七年度はこういうふうになるであろうということを申し上げることには、はなはだ不謹慎かと思ひますけれども、ただ私の感じとしましては、やはり從来と同じ方向であろう、ただ、引き続き輸出産業、國際収支の改善に役立つ産業というものにはもとと重点が置かれるようになるのではないかというふうに期待しておるわけであります。なお從来とも重点を置いておりました電力でありますとか、海運、それから石炭といふような、國の基幹産業になるようなものにはやはり重きを置いて引き続き開銀でできるだけごめんどうを見ていくということになります。それからなお近年の傾向といたしまして、地方開発のためには相当融資をいたしておりますけれども、その地方格差の是正のために、なお引き続き開銀が受け持つ役割が相當多からうと思いますので、これは本三十七年度も開銀としまして相当力を

るる説明投資がどうなるかなどと点について、これは開銀の融資の占める影響といふものは非常に大きかろうと思うのであります。そういふ意味で、昨年度と同程度に見ていかれようとしておるのか。こちら邊について一応その考え方の基本と申しますが、そういった点について総裁のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○太田説明員 御承知のように政府におかれましても、本年度金融引き締めによりまして設備投資の行き過ぎを阻止、是正しておる、こういう努力をなさっておられるのでありますが、開銀におきましても、本年度もすでにそういった趣旨で協力申し上げております。ただ開発銀行その他におきましては、大体該当計画でその年度の貸付規模というものが決定されておりますので、しかも先ほどもちよと申し上げましたが、開発銀行の融資は基幹産業に主力を置いております。電力とか、今申しました海運というものは、本年

こういうふうに思つておりますので、三十七年度もそういつた方針で運営していくいたい、こういうふうに考えております。

○有馬(輝)委員 次に吉岡理事と海運局長にお伺いをいたしたいと思いますが、開銀の調査によります業種別の設備投資状況を拜見いたしましたところ、三十四年度の実績が、電力二千七百二十八億円、海運業四百四十五億、鉄鋼業一千五百三十四億、石炭鉱業二百三十二億、化学工業一千一百四十一億、機械工業一千二百二十四億、その他ありますて、三十五年度の実績見込みでは、電力三千四百四十三億、海運業四百十四億、鉄鋼業一千二百八十三億、石炭鉱業二百六十二億、化学工業一千九百三十六億という工合になつております。海運業の場合には実績見込

○吉岡説明員 ただいま御指摘になりましたのは、本行の調査部でやりましたアンケートの調査の結果の数字であろうと思います。それで御承知とりますが、その調査は、各企業に対しまして毎年定期的にアンケート調査をいたしまして、そのなまの数字を掲げておるわけでござります。ただ海運企業の場合には、何と申しましても計画造船のウエートが非常に大きいわけでございますので、海運企業につきましては、計画造船の数字に、それ以外のいわゆる自己資金船と申しておりますが、その数字の推定を加えまして掲げておるわけでございまして、他の業種のように直接アンケート調査による数字そのものを採用しておらないわけでございます。従いまして、そういう性質のものでございまして、本来は各企業に対してとりましたアンケートのなまの数字であるということに御承知を願いたいのでござります。海運企業につきましては、そういうふうな方式をとっておりますので、ほかの企業の場合には、相当その数字と実績とが食い違ひがあると思いますが、海運の場合には実績もそう大きな狂いはなからうと存じております。ただいまちょっとと数字を手元に持っておりませんが、トン数で申しますと、三十五年度は計画造船は約二十万トン足らずでございましたが、それ以外にいわゆる自己資金船と申しております計画造船以外のものが五十数万トンございまして、七十数万トンになつておつたかと思います。それから三十六年度は、御承知のように計画造船が五十万トンの計画でございますが、本年度は自己資金船は、前年に比べますと、計画造船の数

量があえました関係もございまして、おそらくこれを総合いたしましたところにおきましては、前年と大差ないのではなかろうか、あるいは多少ふえるのではないかと考えております。
○有馬(輝)委員 その開銀の調査によりますと、各産業別の前年度比を見て参りますと、平均大体四四%ぐらい増加になつておるようあります。ところが、その中で海運業だけが見込みで九三%ぐらいになつておるのであります。これはどういう影響によるものなのですか、この点について海運局長と吉岡さんの方から――他の産業が四四%伸びておるのに海運業だけが九三%とどまる、これは実績は、今の吉岡さんのお答えでははっきりしませんでしょたけれども、大体そういう傾向にある理由について、どちら辺にその原因があるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 私、今の数字を実はよく拝見していないので申しわけがないのでございますが、現在海運界は不況にござりますので、いわゆる海運の企業力からいたしまして、他の業種に比べてそれほどの設備拡充の意欲がなきのではないか、私どもはかように見ております。ただ、意欲だけの点から申しますと、海運業も持つておるのでございますが、遺憾ながら企業力がそれに及ばないから企業力に制約され、他の業種に比べれば相対的に設備投資の意欲が制約されるを得ないと、いうふうな状態にある、かように考えております。

○吉岡説明員 ただいま海運局長からお述べになつたのと大体同じようなことで、他の業種に比べれば相対的に設備

となるかと思ひますが、海運企業につきましては、御承知のように現状は必ずしもそうよいとは申せない状況でございます。従いまして、財政資金の援助によるいわゆる計画造船以外に、民間の融資がなかなかつきにくい。また過去におきまして、好況時に、船価の高い時期に非常に大量の建造をいたしまして、その負担が現在までに及んでいるというような関係もございますので、一昨年来新しい船の建造につきましてはいろいろな制限と申しますが、関係省とお打ち合わせいたしまして、これ以上あまり借入金をふやさないといいうような点、それから本船の採算が十分とれるというものに限定いたしまして、建造を認めておるわけでござります。これは計画造船の場合にはもちろんでございますが、計画造船以外に市中からの借入金とか、いわゆる自己資金船と申しておりますが、そういう船を建造いたします場合にも、そういう点をチェックいたしまして、これまでで承認をしております。従いまして、そのような制約もございますし、また現実問題として、船会社にはなかなか金融もつきにくい、そういう関係で、そう大きく他の産業のように伸びないということになつておるのぢやないかと考えます。

見通しをお聞かせいただきたいと思い
ます。

とり願つたわけでござります。工期の関係上、四月以降においても必ずしも間に合わないことはない、というものにつきましては、本予算においてこの手続がとられております。従いまして、年度内には追加分八隻のうち五隻の融資を行なうということにいたしまして、残り三隻は本予算の施行できます。時期に早々に、その融資を行なうということにいたしております。従いまして、本年度分のうち、金額におきまして約二十八億のものが四月以降において契約をすることに相なりました。ただし、ちょっと申し落としましたが、予算是当初百四十億いただきまして、トン数を約倍に増額いたしました。従つて、これに対する財政資金が足りないという感じが出るかと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、当初の計算の根拠は年度内に四分の三を支払うという計算に立つておりますので、これを工期をできる限り工程に沿うように調整いたしました結果、年度内におきましては当初の百四十億、約一億ばかり端数がございますが、百四十一億を支出する、こういうことに相なるわけでござります。

なっておりまして、その際に、これは三十六年度のものか、一部三十七年度にわたるものかということは、あまり明確になっておりません。しかし資金的にはただいま申し上げましたように、本年度内の資金は年度内着工のものについて引き当てにいたしまして、残り三隻につきましては、来年度予算におきまして、その資金の一部として所要資金を見込んであるわけでござります。なお、その辺の経過等につきましては、海運局長からお述べ願えればさらに明瞭になるかと存じます。

○有馬(輝)委員 非常にあいまいもございましたので、海運局長から御答弁のある前に重ねてお伺いしておきますが、開銀法並びに業務方法書にいうところの単年度というのはどういふ工合になっておりますか。今の点をあわせてこの点を明瞭にしておいていただきたいと存じます。

○吉岡説明員 御承知のよう、本行の予算と申しますか、経費関係の予算は、本来の意味の予算として国会の御承認を受けております。ただし貸付の計画につきましては財政投融資計画の一環といたしまして国会に資料をお出し願つておるわけでございますが、通常の意味における予算のように、年度ごとに繰り越しについて非常に厳密な制約があるという形にはなっておらないわけでございます。もう一度申し上げますと、先ほど申しましたように、本三十六年度の分といたしましては、当初の予算分と追加分のうち五隻分に纏め越分は来年度海運関係の資金運用計画の一環といたしましてその資金を見込んでいる。これは他の業種におきま

してもそういう扱いをしていることもあるわけでございまして、その辺、やや予算と申す形になっておりませんのについて引き当てるにいたしまして、残り三隻につきましては、来年度予算におきまして、その資金の一部として所要資金を見込んであるわけでござります。

○有馬(輝)委員 その第二十三条にいう事業年度、この事業年度の中で第二十四条によつて予算を作成して、それから閣議決定を得るという工合になつておるわけですから、この第二十一条にいうところの承認を受けるその事業計画、それと今私がお尋ねした繰り越していく分について、承認を受けた範囲内で、これはたとえば当初百四十三億の貸付を予定しておったものも、自由にそのときの状況によつて閣議の承認を得たあとにおいても変更しうるものなのかどうか、この点を一度お聞かせをいただきたいと存じます。

○吉岡説明員 先ほど申し上げました点がこの条項でございまして、第二十四条は経費の点を中心にして書いておられます。運用計画自体は、この条項には含まれてないという形に考えております。

○有馬(輝)委員 その業務方法書は、閣議の承認を得なくていいのですか。それと、先ほど総裁からお話をありました毎年六月に決定になる方針、それがに基づく予算といふものとの関連は、どういうことなんですか。

○吉岡説明員 この資金の運用計画につきましては、毎年閣議で御決定いたしましたが、まず第一に、今度の十七次追加分の決定が非常におくれておる理由を大

画というものは直接には含まれておらないというよう御了解をいただきたいと思います。

○有馬(輝)委員 どうもはつきりしないのです。資金計画を立てられて閣議の承認を得られますね。それを、たとえば三十五年度の当初の海運に対する百四十三億の額を百億に減らしたり、あるいは百八十億にふやしたり、こういう形に推し進めていいのかどうかと

いう点であります。

○橋口説明員 私からお答え申し上げますが、ただいま有馬先生から御質問がございましたのは、政府資金の運用に関する基本方針の問題でございます。これは先ほど来御説明がございましたが、まるまる三十七年度にすれば、これが三十七年度にずれ込んでおるわけでございます。これは三十六年

度の海運の資金計画を立てます場合に、当初計画は四分の三のベースで資金を計上しておったわけでございます。つまり、契約、起工、進水、竣工までの四回払いのうちの三回払いを賄ふ政府機関が資金を運用する場合の重

点の置き方についての方針の決定でござります。従いまして、開発銀行は、その方針を受けまして実際の貸し出しを実行して参るわけであります。先ほど来御質問ございました事業年度なりました毎年六月に決定になる方針、二、八隻の追加のうち五隻については四分の一、三隻についてはゼロという四分の一、三隻についてはゼロといういし予算との関係でございますが、経費予算、つまり収入支出の予算につきましては、国会の御承認をちょうだいして、それによって執行いたしておるわけでございます。資金計画につきましては、船主の決定は行なわれておらず、融資が非常におくれておるのはどうしたことなんですか。

○有馬(輝)委員 お答え申し上げます。大体十七次の追加分で、年度内に着工の見込みを立てまして補正予算に要求いたしましたのは五はいございます。そのうちの三隻分につきましては、市中の金融機関の協調融資が得られました。その結果、手続を進めています。そこで、すでに手続を進めています。あと二隻につきましては、現在おのおの市の金融機関の方と、協調融資について会社が相談中でございまして、これができ次第所要の手続を進めた

○有馬(輝)委員 海運局長にお伺いしますが、今市中の協調融資の問題が出たわけですが、協調融資ということが前提でなければ絶対に認可にならないのかどうか。これは簡単でけつこうであります。

○大蔵國務大臣 十七次分は、会社はもうすでに決定をいたしておるわけでございます。

○大蔵國務大臣 十七次分は、会社はお答えされるのが筋かと思ひますけれども、開発銀行の融資は、海運に對

へのずれ込みということはあるわけでございます。

○有馬(輝)委員 多少のずれ込みといふことは、これは当然銀行業務として考えられるわけでありますけれども、われわれとしましてもなるべく早く契約、起工をいたさせたいのあります。

○有馬(輝)委員 船主の決定は行なわれておらず、融資が非常におくれておるのはどうしたことなんですか。

○大蔵國務大臣 その点は、造船所の都合によりまして、船会社あるいはわかれとしましてもなるべく早く契約、起工をいたさせたいのあります。

○有馬(輝)委員 その点は、造船所の都合によりまして、船会社あるいはわかれとしましてもなるべく早く契約、起工をいたさせたいのあります。

○有馬(輝)委員 それは大蔵におも

な点だけをお伺いしたいと思います

○有馬(輝)委員 ますが、まず第一に、今度の十七次追加分

が、まだ第一に、今度の十七次追加分

の決定が非常に遅れておる理由を大

きい、かようになります。

○有馬(輝)委員 これは開発銀行の方か

らお答えされるのが筋かと思ひます

○有馬(輝)委員 ます

しましては市中銀行の補完的な役割を果たすという建前を貫いておられますので、市中銀行の方の協調融資が整わない場合におきましては、開発銀もお貸し出しにはならない、かように考えております。

○有馬（輝）委員 運輸大臣にお尋ねをいたしますが、先ほど總裁にお伺いをしたのでありますけれども、三十六年度においても、前年度に比べまして、他の産業が融資額の面におきましても三四%くらい伸びておるのに、海運に限りまして逆に一〇%くらい減っておるわけです。この点についてその根本原因がどこにあって、そして三十七年度はどういう形で他の産業とのアンバランスを是正されようとしておるのか。その指導について運輸大臣としてどのように考えておられるのか。また一方では昨年度の設備投資の過剰に対してもいろいろの問題点があるわけでありますけれども、そういうものとの関連の中で、今申し上げました点をどのように運輸大臣としては考えておられるのか、これをお聞かせいただきたいと存じます。

○斎藤國務大臣 一般の設備投資がふえ、また日本の産業の伸長に伴って、やはり日本の海運も伸長させなければなりませんので、従つて、昨年昭和三十六年度の十七次造船は、当初計画が約二十五万トンでありましたのを五十万トンに増したわけであります。ただ五十五万トンに増すということは倍になりますのであります。先ほど申しましたように、船台その他の関係から若干これが昭和三十七年度に回るものもござります。本年度三十七年度といたしましては、新たに五十万トンというも

のを計画いたしておるわけでありますて、この資金を確保いたしておるわけであります。三十六年度五十万トンと申しますが、三十七年度五十万トンと申しますが、三十六年度ると同額でございますが、三十六年度はそういうような状況で約八、九万トントン

ンは三十七年度にずれ込む分がござります。最近の貿易事情その他から考えまして、三十七年度の造船計画は、三十六年度からずれ込んでおるものを見にして、五十万トンでまあどうにか足るであろう。かように考えておるのであります。同時に今日の船会社は御承知のように基盤が非常に脆弱でござりますから、この基盤の強化をはかりまして、そして今後日本の海運に要請されまする需要を満足させるようにして参りたい、かようになります。

○有馬(獅)委員 運輸大臣に、今の問題と関連いたしましてお尋ねをいたしますが、市銀側から、海運金利のたな上げなり、あるいは計画造船に対する財政資金の支出割合あるいは利子補給率の引き上げ等について、再三四回にわたって、運輸大臣の方にも要望が出しているやう聞いております。

○斎藤國務大臣 たゞいまの点は、昨年
年の秋に海運造船合理化審議会からも
答申をいただいているわけであります。
す。もちろん金融関係の方々の御意見
も織り込まれて、またその他の産業分
野の方々も入られましたいわゆる海運
合理化審議会の答申の中に、さように
は、現在どのように考慮しておられる
のか、この点についてお聞かせをいた
だきたいと存ります。

なっております。私どもいたしましては、やはり今日、日本の海運の基礎力を強化して国際競争力をつけることが絶対に必要である、かように考えまして、たゞいまの金利たな上げの点は、今、大蔵省と折衝中でございま

す。成案を得ましたら実行に移しました。そのための一つの審議会といたしまして、運輸省設置法を改正いたし、海運整備審議会というものを設けまして、そうして合理的化を促進さす、その計画を審議するための委員会も、このたびの国会申しますたな上げその他の方法によつて合理化を促進さす、その計画を審議に、法案として出しているわけでござります。そこで、たな上げをいかなる方法によつてやるかというような点は、ただいま大蔵省と折衝中でございまして、成案を得まするならば、この国会において御審議をいただきたい、かように考えております。

○有馬(輝)委員 財政資金の割合について、現在の五〇%を大体どの程度ます。これは、今後作る船が、今日の財政援助の条件ではたしてペイするかどうかという問題にかかるわけでござります。その点は、今後やはり大蔵省と折衝をいたしまして、このたびは、これを引き上げるための法律的な措置の提案はいたしておりませんけれども、海運基盤の強化策と相待ちまして、先行きの点も考慮いたしたい、かように考えております。

にしようとしておられるのか。大蔵省と折衝中だということでありました
が、年利、これについても、利子補給率をどの程度で大蔵省と話し合いをしておられるのか、よろしければ、この際明らかにしておいていただきたいと

○斎藤國務大臣　この点は、先ほど申しました基盤の強化の方にただいま重点を置いておりますので、それが片づきましたら、その後に大蔵省と折衝いたしたい、かように考えております。従いまして、この点はある程度おくれるのではないか、少なくとも来年までの度からいたしたい、かのように考えております。

○有馬（輝）委員　総裁にお氣の毒ですが、先ほどお聞きのように、運輸大臣の方は時間の都合があるようでござりますから、運輸大臣の方にかいつまんでお尋ねいたしたいと思います。

次に、十八次の計画造船について現在どのように考えておられるのか、それから船主の決定は大体いつごろに予定しておられるのか、これをお聞かせ

○斎藤國務大臣 十八次船の船主の決定は、先ほど申しましたように、十七次船が少しずれてきておりますので、なるべく早くいたしたいと考えておりますが、諸般の情勢から八月以降くらいいにならないと決定したがたいのではないかと思ております。

○有馬(輝)委員 次にお伺いしたいと思ひますのは、船舶の輸出振興の見地から、受注についても毎年百万総トンくらいが受注できるよう、延べ払い条件について、大体世界の現在の状況、それについての政府としての考え方

方、これについて海運局長の方からお聞かせいただきたいと思います。
○辻政府委員　輸出船の延べ払い条件の問題は、船舶局長が見えておりますので、船舶局長から申し上げた方が適当かと思います。

○藤野政府委員 輸出船の延べ払いの条件でございますが、日本の輸出造船の競争相手国の主たるものはドイツ、スエーデン、オランダのような国でござります。このような西欧諸国におきましては、延べ払いは最も長いものにつきましては十年というのがござります。しかし、一般に七年とか八年とかいったような延べ払いが一番多うござります。日本の輸出船につきましては、西欧の先進国あるいはアメリカの石油会社あるいはギリシャ船主等については七年という基準でございますが、特に国際競争の非常に激しい後進国に対する輸出につきましては、特別な条件を認める場合がございますが、延べ払いの期間は七年をこえていふのはございません。

○有馬(輝)委員 局長にお伺いしますが、世界の情勢に近づけるような御努力をなさっておられるわけですか。

○藤野政府委員 輸出船の受注競争がますます激化して参りますので、輸出条件を日本の最も強い競争国としておられますドイツその他に近づける努力はいたしております。

○岡田(修)委員 今の有馬委員の質問に対して、ちょっとと関連質問をいたします。

今、延べ払い条件の質問がありましたが、延べ払い条件もありますが、一番の問題は本船担保のとり方ですね。

昨年の暮れに、今まで本船担保五〇%だったのが六〇%まで緩和された。これは外国から注文をとります場合に、外國でもなかなか担保不足という場合が多いのです。これを国内船の計画造船の場合と同じように、本船担保を八〇%までにしたらどうかという要望が非常に強いと聞いております。この辺に関する運輸省としての交渉、これはきょうは輸銀がおられませんけれども、大蔵省はどういうふうに考えておられるか。

○有馬(輝)委員 ただいま御指摘のように、輸出船の受注競争におきまして、輸出条件をよくしなければならぬというので、われわれは努力をしておりますが、延べ払いが大部分の現在において、輸出条件をよくしなければならないという問題は非常に重要な問題でございます。御指摘の通りおきましては、本船の担保をどれくらいまで認めるかという問題は非常に重要な問題でございます。御指摘の通りおきましては、本船の担保は相手の船主の資産、信用力によりますと、昨年まで五〇%でございましたのが、六〇%になったわけでございますが、ドイツ等におきましては、本船の担保は相手の船主の資産、信用力によりまして大幅に増減しているような状況でございまして、場合によりましては八〇%をこえている担保で契約されるという場合も少なくないというふうに聞いております。われわれの希望を申し上げますと、日本におきましても、輸出入銀行が受注契約の相手の船主の信用力によりまして、この点を強制的に運営をしていただくということができるれば非常に好都合じゃないか、かように考えております。

○有馬(輝)委員 運輸大臣にお伺いしますが、海運市況が不況になつた原因はいろいろあるだらうと思うのですが、アメリカのバイ・アメリカン、

シップ・アメリカンの影響というものが相当大きくなからうかと思います。この点について、政府としては現しまして、次に運輸大臣と総裁にお伺いいたしたいと思いますのは、財政融資の比率が十二次以降ずっと見て参りか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○斋藤国務大臣 シップ・アメリカンの問題はわが国の海運界にとって重要な問題だと考えているわけであります。最近はアメリカの政府物資でない民間物資につきましても、アメリカの融資による物資については五〇%以上アメリカ船に積ませるというような契約を強要されておるような実情もありますが、もし日本船に積むならばその運賃についてはアメリカ船に優位にアーリヤーでござりますが、しかしこれらにつきましては、アメリカは指導をしていておりま

す。そこで荷主側の、これは日本でございますするから、運賃融資を断わって日本船に積ませるという事例もござりますが、しかしこれらにつきましては、いかなる問題の起こりますたびに外交折衝を持ちまして、そうして日本の海運を苦しめないようなやり方をいたしております。われわれの希望を申し上げますと、日本におきましては、いわれるほどの損害といいます

○有馬(輝)委員 その船の採算がある程度とれるといふことを目途といたしまして、融資比率が年によりまして変わっております点は、その時のいろいろな経済の状況あるいは船会社の実情等も考え、日米関係をおきましても、機会あるたびに日本銀行融資について短縮されておりました期間につきましても、十六次以前では貨物船で定期船、不定期船、専用船十五年、輸送船で十三年なのか、十七次では十三年と十一年になつておる。この点について、どういう理由でこういう工合になつておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○斋藤国務大臣 融資比率が年によりまして変わっております点は、その時のいろいろな経済の状況あるいは船会社の実情等も考え、日米関係をおきましても、またわれわれの方におきましても、またわれわれの方におきましても、機会あるたびに日本銀行融資について短縮されておりました期間につきましても、十六次以前では貨物船で定期船、不定期船、専用船十五年、輸送船で十三年なのか、十七次では十三年と十一年になつておる。この点について、どういう理由でこういう工合になつておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○有馬(輝)委員 やむを得ないというふうに考えております。

○有馬(輝)委員 やむを得ないというふうに考えております。

○有馬(輝)委員 やむを得ないといふことはどうもびんとこないのです。私はちゅうちょしておるのですけれども、海運の主体というものは全然な

か、これについてお聞かせいただきたいと思います。在までどのような折衝をされ、またどのような見通しを持っておられるのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○太田説明員 今大臣から御答弁がございました通りでございますが、開銀の融資比率があるのは高くなったり低くなったりしておりますのは、一つはから輸送船が五九%、それがまた十五%、十二次の追加は、不定期三八%、不定期が四〇・五%、輸送船が三一・五%、十二次の定期は、不定期が五五%、大体同じであります。十四次では九〇%になり、不定期が八三%、それ

次では八〇%、五〇%、五〇%、十七次では七〇%、五〇%、五〇%と、次別でこんなふうに上がり下がりしている理由です。これらの問題についてはまだ輸送船二九・五%、十三次では定期は大体同じであります。十九次では五〇%になります。最近はアメリカの政府物資でない民間物資につきましても、アメリカの融資による物資については五〇%以上アメリカ船に積ませるというような契約を強要されておるような実情も

○太田説明員 今大臣から御答弁がございました通りでございますが、開銀の融資比率があるのは高くなったり低くなったりしておりますのは、一つはから輸送船が五九%、それがまた十五%、十二次の定期は、不定期が五五%、大体同じであります。十四次では九〇%になり、不定期が八三%、それ次では八〇%、五〇%、五〇%、十七次では七〇%、五〇%、五〇%と、次別でこんなふうに上がり下がりしている理由です。これらの問題についてはまだ輸送船二九・五%、十三次では定期は大体同じであります。十九次では五〇%になります。最近はアメリカの政府物資でない民間物資につきましても、アメリカの融資による物資については五〇%以上アメリカ船に積ませるというような契約を強要されておるような実情も

○太田説明員 今大臣から御答弁がございました通りでございますが、開銀の融資比率があるのは高くなったり低くなったりしておりますのは、一つはから輸送船が五九%、それがまた十五%、十二次の定期は、不定期が五五%、大体同じであります。十四次では九〇%になります。最近はアメリカの政府物資でない民間物資につきましても、アメリカの融資による物資については五〇%以上アメリカ船に積ませるというような契約を強要されておるような実情も

○太田説明員 今大臣から御答弁がございました通りでございますが、開銀の融資比率があるのは高くなったり低くなったりしておりますのは、一つはから輸送船が五九%、それがまた十五%、十二次の定期は、不定期が五五%、大体同じであります。十四次では九〇%になります。最近はアメリカの政府物資でない民間物資につきましても、アメリカの融資による物資については五〇%以上アメリカ船に積ませるというような契約を強要されておるような実情も

れないのですが、その点どうなんですか。

○辻政府委員 ただいま海銀總裁からお話をございましたように、この融資比率をきめます際には、私ども開発銀行の御意見を伺い、また市中金融機関の御意見を伺い、それによりまして、われわれとしての一つのめどをつけまして、最終的に政府部内におきまして財務当局と話し合ってこれをきめて、くというのがやり方でございますが、今お話をございましたように、この融資比率をきめます大きな要素いたしまして、一つはそのときの金融情勢で、日本の海運企業は遺憾ながら不況に非常に弱い体質しか持つておりませんので、市況が悪くなりますと、どうなくするというふうな考え方が一つ。もう一つ、市況が悪くなりますが、その船の採算をとりまして考えた場合に、現在の市況ではすぐにペイアブル・ラインに乗つてこないと、ということではなかなか金融機関としては金が貸しにくい。御承知のように、市中の金融機関の金利と開発銀行の金利は九分以上ものと六分五厘のものとござります。だいぶ金利差がござりますことと、また融資の期間につきましても差らいたしまして、先ほどあげられましたような、年ごとに大きな変動があるのござりますから、私どもとしましてはある程度の変動はやむを得ませんにしましても、あまり大きな変動がな

いように今後の運営方針としては考へたいきたい、かように考えております。

○有馬(輝)委員 吉岡さんにお尋ねしますが、こんなに利率の変動のあるものはほかに例がありますか。

○吉岡説明員 開発銀行の他の産業に対する融資は、個々の企業につきましてその資金調達力を考えまして、開発

銀行の、市中融資の補完という立場か

ております。従いまして、海運のこと

く一律に財政比率何%というようななきめ方は実はいたしておらないわけございません。ただ、海運企業の場合には、ただいまお話をございましたように、一般的に企業の体力も非常に弱く、やはり相当比率の財政資金をつけ必要があるという関係から、船の種類別に毎年財政比率をきめられておる、こういう形で融資をいたしております。

○有馬(輝)委員 次に、借入金の残高についてお伺いをいたしたいと思うのですが、貸付残高で百億をこえるものが四社くらいあるようあります。この貸付限度額ですね、業務方法書によりまして、その契約の船価あるいは重量トン数に応じて限度額が明示してあるようあります。つまり、この貸付限度額ですね、業務方法書によりまして、その会社の資本金との関連なり何なりについては明瞭にしておられるようあります。その貸付残高とのにらみ合いはどのようにおられるのか、資本金との関連等についてはどうか、この点についてお聞かせいた

ください。

○有馬(輝)委員 そういたしますと、昨年の十二月三十一日現在で千六百八十四億くらいの貸付残高があるわけですから、百億以上の貸付残高があるところが入つておるのじゃないですか。百億以上の貸付残高があるところが入つておるのじゃないですか。

○吉岡説明員 その中にもそういうものは含まれております。

○有馬(輝)委員 それは、たとえば先ほど私は百億以上の貸付残高があるところを四社くらいあげたのであります

が、名前はけっこうです。その期限内

で三百億円くらいの延びておるものに

ついてこの四社なんかが入つておるの

ですか。百億以上の貸付残高があると

いうふうなのがあるのか、年次

かせいいただきたいと思います。

○吉岡説明員 ただいま御指摘のよう

に、海運関係の貸付につきましては、

船の種類別に融資比率がきめられてお

ります。それで資本金との関係でござりますが、これは海運企業に限らず、各業種を通じまして、いろいろ負債率とかその他の財務比率等を勘案いたしまして、全体として債務の償還に支

まして、資本金が過小な場合には増資

の懲罰をするというような形でやっておるわけでございますが、ただ御承知の

ように、海運企業につきましては現

在のところ株価も払い込みを割つてお

ります。

○有馬(輝)委員 御指摘になりました額を含めまして、

それで現状におきまして、ただいま

計画造船全体として約千七百億円の融資残を持っておりますが、御承知のよ

うに計画造船は相当長期にわたって融

資をいたしておりますので、最終期

限の来ておりますのは比較的少ないわ

けでございまして、全体として最終期

で申しますと一・四%くらいと存

在します。ただ各期限内の入金につきま

たって過去の収益の蓄積を限度とするか、あるいは工業化の促進ないしは交

通運輸と産業関連施設の整備というよ

うな点を考慮いたしまして、融資を行なっております。

○有馬(輝)委員 本船収益をもって債務の償還をなし得る、いざれにいたしましても現状以上

の期間を経過しているのがございま

す。

○有馬(輝)委員 そこで、現在のところ株価も払い込みを割つておるのじやないですか。

○吉岡説明員 それは、現在のところ約三百億円内入

金で申しますと一・四%くらいと存

在します。ただ各期限内の入金につきま

たって過去の収益の蓄積を限度とするか、あるいは工業化の促進ないしは交

通運輸と産業関連施設の整備というよ

うな点を考慮いたしまして、融資を行

なっております。

○吉岡説明員 本船収益をもって債務の償還をなし得る、いざれにいたしましても現状以上

の期間を経過しているのがございま

す。

○吉岡説明員 そこで、現在のところ株価も払い込みを割つておるのじやないですか。

○吉岡説明員 それは、現在のところ約三百億円内入

金で申しますと一・四%くらいと存

在します。ただ各期限内の入金につきま

たって過去の収益の蓄積を限度とするか、あるいは工業化の促進ないしは交

通運輸と産業関連施設の整備というよ

うな点を考慮いたしまして、融資を行

なっております。

○吉岡説明員 本船収益をもって債務の償還をなし得る、いざれにいたしましても現状以上

の期間を経過しているのがございま

す。

○吉岡説明員 本船収益をもって債務の償還をなし得る、いざれ

ども、そういった延びておるようなところについて、さらに新規契約、それに伴う融資というものはまさか考えられないでしょうね。

○吉岡説明員 私ども開発銀行の立場は、市中銀行と異なります点は、一つは長期にわたった資金を供給する、從いまして、期限で申しましても、市中銀行の融資は竣工後五年というふうな期限にしております。比較的短期の採算を考えるわけですが、開発銀行といたしましては、この個々の貸し出しにつきましては長期間の見通しを立てまして、それによる返済能力とか、投資回収年数というものを基礎にして、現状におきまして、約定期限還ができないから貸し出さないといふことを主眼としてやつておるわけでござります。

○有馬(輝)委員 回りくどくお答えにならないで、私の質問に、そのものずばりで答えて下さい。

○吉岡説明員 従いまして、現実に約定期限返済ができるかどうかを判断する理由をもつて融資を拒否すると、ございますので、長期にわたって、会社の総合償還年数を短縮するということうわけにも参らない海運業界の実情でございますので、長期にわたって、会社をいたしております。従いまして、現状におきまして、約定期限還ができないから貸し出さないといふことを主眼としてやつておるわけでござります。

○有馬(輝)委員 海運の場合にはすべてが国からの資金ですから、私はそういう角度からお尋ねいたしておりますが、ななかなかお苦しいようであります。

二万八千トン未満につきましては二万

十七次における各船別の船価、これは重置トン当たりどの程度見ておられますか。

○吉岡説明員 船価につきましては、個々の契約に基づく契約船価をもろん基礎にいたしますが……。

○吉岡説明員 定期、不定期、油送船別に大体の……。

ましては、運輸省と御協議いたしました船種別の基準船価といふものをきめております。従って、契約船価がそれより高い場合には、基準船価に対して五〇%とか七〇%という比率で融資をいたしておりますがござい

ます。

船種別の基準船価につきましては、大へんこまかになりますが、速力等によつてこまかく細分しておりますが……。

○吉岡説明員 定期、不定期、油送船別に重量トン当たりでけっこうで上げますと、十九ノット以上のものにつきましては重量トン数に対し八万

速力に応じまして詳しく定められておりま

す。

○吉岡説明員 たとえば定期につきましては、速力によってそれぞれ区分を

しておりますが、代表的なものを申し上げますと、十九ノット以上のものにつきましては重量トン数に対し八万

速力に応じまして詳しく定められておりま

す。

○吉岡説明員 たとえば定期につきましては、速力によってそれぞれ区分を

しておりますが、代表的なものを申し上げますと、十九ノット以上のものにつきましては重量トン数に対し八万

速力に応じまして詳しく定められておりま

す。

○吉岡説明員 それから不定期船につきましては、それから不

定期船の方で、不定期船の方を分けまして、専用船の問題とそ

れから一般的の不定期船に分けておりますが、不定期船の中のまた一般的の不定

期船の方が十万八千五百円でございま

三千五百円。それからタンカーにつきましては、重量トン当たり二万一千円といたします。重置船価にてあります。

○有馬(輝)委員 今のは十七次の基準

単価でしよう。

○吉岡説明員 さようでございま

す。

○吉岡説明員 次にお伺いいたしま

すが、この十七次に対する追加分に対

する申し込みは、各種別に何社ぐら

いがつたのですか。

○吉岡説明員 たとえば定期につきましては、速力によってそれぞれ区分を

しておりますが、代表的なものを申し上げますと、十九ノット以上のものにつきましては重量トン数に対し八万

速力に応じまして詳しく定められておりま

す。

○吉岡説明員 たとえば定期につきましては、速力によってそれぞれ区分を

しておりますが、代表的なものを申し上げますと、十九ノット以上のものにつきましては重量トン数に対し八万

速力に応じまして詳しく定められておりま

す。

○吉岡説明員 それから不定期船につきましては、それから不

定期船の方で、不定期船の方を分けまして、専用船の問題とそ

れから一般的の不定期船に分けておりますが、不定期船の中のまた一般的の不定

期船の方が十万八千五百円でございま

す。それから不定期船の中で専用船でございますが、これが七万四千二百円といたします。六万八千七百円でございます。

これは總トン当たりでございます。

○有馬(輝)委員 次にお伺いいたしま

すが、この十七次に対する追加分対

する申し込みは、各種別に何社ぐら

いがつたのですか。

○吉岡説明員 十七次船の公募は、追

加分というふうなものを見分いたしま

せんで運輸省で公募せられまして、そ

れに対しまして五十四万数千トンの申

込みがあつたわけでございます。

そのうち工期の関係その他勘案い

たしまして、利子補給の裏づけのありますも

のを第一次として選定したわけでござ

います。

それからそのほかに、主としてバラ

積み専用船並びにタンカーにつきまし

て、追加分を決定したわけでございま

す。そのようなことになつておりま

す。

○吉岡説明員 そういたしますと、

總トン数で決定分が二十六万八千二百七十トン、それから追加分が二十二万九千六百トンということになると、大

きまして四十九万七千トンの建造を認めたわけでございます。

○有馬(輝)委員 次に、先ほども若干お尋ねをいたしましたが、償還期限並びにその方法についてであります。こ

の点について、今度の十七次の追加分

をとつておられるのでありますけれども、このようにしなければ市中との協調融資が得られないのか。たとえば他の電力なり石炭なりあるいはいろいろな分野におきまして、こういった形の協調融資のためには相当の考慮が払われておるのかどうか。この点について吉岡さんからお答えをいただきます

同時に、確かに開銀法によりましては一応のめどが定めてあって、しかしここにはある程度の幅を持たせるという工合になつておりますけれども、これほどまで柔軟な態度をとつてよろしいのかどう

か、これは佐竹財務調査官の方から大蔵省としての考え方もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○佐竹説明員 ただいまの御質問でございますが、いわゆる市中優先弁済と

いう仕組みは、実は十五次船以降は認められておらないわけでございま

す。それで、定期船につきまして、いわゆる据え置き期間は、御承知のように三年あ

るわけでござります。そこで四年目、五年目に償還が始まる。その場合に、

この償還の方式としまして、市中の協

調融資との関係もござりますので、償

還額を四年目、五年目につきまして半

額にする、以後その分は六年目以降に

おいて回収をいたす、かような方式があり、とられておるわけあります。厳密な意味における、市中優先弁済といふことは、当たらぬのじゃないかといふ感覚が、じがいたしますが、先生の御指摘は、おそらく、そういう多少とも開銀の取り分を落とすということは、いわば市中優先弁済になるのじゃないかといふお説かと思いますが、その点は、今申し上げておりますように、開銀が本来取るべきものを全然取らないということじやございませんで、つまり四年目、五年目について半分、三年間は、御承知のようにこれは据え置き期間でござりますから当然でございます。そういうような状況でございまして、これは先ほどからお話をござりますように、開銀の計画造船の融資が、市中との協調能勢ということでござりますので、そこで、計画造船が所期の目的を円滑に達成されるようにならぬとを、何よりもねらわなければならぬわけです。そういう意味で、海運の市況といふものは、御承知のように、他の産業に比べて比較的変動の幅が大きいものでございます。そういうふうな実情を考えまして、このような措置を開銀としてとつておるというふうに思つてございまして、私どもとしても、ましては、計画造船が所期の目的を円滑に達成するための必要な措置といふことであれば、これは差しつかえない、かように考えております。

ございましたのうに、やはり市中の協調が得られなければ計画造船の建造ができないという関係がございますので、やむを得ず從来そのような措置をとってきているような例があつたわけでございます。それで、これは海運市中の金剛の非常に詰まつた際に、特に市中銀行から強く御要望があるわけでございまして、今回の十七次追加船につきましては、市中銀行としては、当初二十五万トンの予定でおつたところが、それが大量にふやされた一方、金融事情は、御承知のように非常に逼迫をしてしまつて、この際に協調するためには、何らかそういう措置をとつてもらいたいという御要望がございました。それで、当初は御指摘のように、市中分を先取りする、いわゆる優先弁済といた御要望があつたわけでございまが、これは、ただいまお答えがございましたように、一昨年来原則としてやめております。ただ市中の償還期限が五年になつておりますので、本船から出る収益から申しましても、当初の時期におきましては、四年目、五年目は開港銀行の償還と重複するという関係ござりますので、四年目、五年目の償還額を多少薄めまして、本行としても約定通り償還していくだけという措置をとつたわけでありまして、いわゆる先取りという意味での優先弁済は認めなかつたわけでございます。しかし、その程度の措置をとることによりまして、ようやく市中の協調が得られる形になつたというのが実情でございます。

○佐竹説明員 ちょっと今、御質問が聞き取れないで、おそれ入りますが……。

○有馬(輝)委員 協調融資が、今度の海運の場合には非常に困難だった。それについて日銀が、特定の産業に対しても、これをバックアップするような動きをいたしておることは御承知の通りであります。こういうことがほかにもありますか。

○佐竹説明員 日本銀行といたしましては、これは先生先刻御承知の通り、一般的な金融調節、通貨価値の安定ということがその任務でござりますので、特定の産業についてどう、あるいは特定の業種についてどうということは、これは本来ないわけでございます。一般的な、全体としての金融の疎通、通貨価値の安定をはかつていく、こういうことだと思います。

○有馬(輝)委員 名前はあげませんけれども、山際さんのお次に偉くなるであろう人が、一生懸命になって時定の産業に対してやっている。それはどうなんです。

○佐竹説明員 どうもただいまのお話の内容は、実は私どもいうことがよくわかりませんが私どもとしては、日銀の機能は、ただいま申し上げた通りのことございまして、現に私どもが見ておるところによれば、そういう形で日銀は金融の調整を行なつておられます。かくように実は考えております。

○有馬輝(委員) それは最終段階にまでありますので、これは日がたちましてから、今おしゃったような点で、そのワクを乗り越えているかいないか、そのとき明瞭にいたしたいと思います。

なお最後に、管財局長にお伺いしたいと思いますが、海運業が不況なんでも、旧海軍工廠等について払い下げをいたしたり、いたそうとしたりしておりますが、そのいたした分について、決定の時期なり、価格なり、そしてその価格の決定に至る経緯について、お聞かせをいただきたいと思います。

○山下政府委員 旧海軍工廠の施設で、現在造船施設に使っておりますおもなものは、兵と佐世保と舞鶴、そのほかにも若干ございますが、一番大きいところはそういうことになっております。これは御承知のように旧軍港都市の転換法という法律がありまして、それの適用を受けて、できるだけ早くこの旧軍港都市を平和産業都市に転換すべく努力して参ったところでござります。現在までに、私の記憶にござりますところでは、造船所に払い下げをいたしましたものは、これはもちろん終戦直後すでに貸付をいたしまして、長年貸付のままで造船業を営んできておったわけでござります。その後に価格の交渉がまとまりまして売ったものでございます。三十五年度におきまして、吳海軍工廠、これは全部ではございませんで、一部を呉造船という会社に使わしておったわけでございますが、これに売ったケースがござります。価格は、現在資料を手元に持っておりますが、

んが、約十一億円見当であつたと記憶します。それから昭和三十六年度におきまして、佐世保の海軍工廠、これは当時佐世保船艤、現在は佐世保重工業と称しておりますが、この会社に終戦後に貸付をいたしております。これの一部分を昨年廃分をいたしました。価格は、今手元に資料がありませんが、約十四億余りであつたと記憶いたしております。これはさらに引き続いだ残りの地区を处分すべく現在交渉をいたしておるところでございます。それから舞鶴海軍工廠につきましては飯野重工業に対しまして貸付をいたしております。会社の方からもこれを払い下げてもらいたいというふうに申請もございまして、交渉をいたしておったわけであります。大体において、売り払い条件等につきまして一応の妥結点に到達いたしたわけでござりますが、会社側からの中出しがありまして、少し契約を延ばしてくれということがございまして、現在はそのままになつております。価格の決定の方法でござりますが、これは国有財産の払い下げにつきまして一般に普通財産売払基準というものを大蔵省できめてございまます。大体の内容を申し上げますと、まず役所側としまして固定資産税課税標準価格並びに相続税の課税標準価格、それから近所の売買実例があれば売買実例、こういうふうなものを参考にいたしまして、さらに土地柄のいろいろな利用効率、操業効率等を勘案いたしまして、役所側としての一つの算定価格を出す。それからさらには公平を期する意味におきまして、適当と思われる民間精通者と申しておりますが、不動産研究所を初めといたしまして、各地

の銀行、信託会社とかいったようなところの専門家に依頼をいたしました。民間精道者の価格を出し、それと先ほどの役所側で算定いたしました価格との平均値をとるといったよなことでもやつておるような現状でございます。

○有馬(輝)委員 私の質問はこれで終わりますが、いづれまた十八次の決

定を見ました際、また先ほど冒頭でお尋ねしました三十七年度の開銀の融資の目録といいますか、方針が御決定になつた適当な機会をとらえまして、本日お伺いできなかつた点等についてはお伺いをしたいと思います。總裁には長時間恐縮でございました。

○岡田(信)委員　開創と運輸省がおそ
ろいですから、一、二点簡単に御質問
をしたいと思います。

その前に、先ほど有馬委員の御質問の中にありました十七次造船の追加建造ですか、私どもはこの追加は全部年度内に実行されるもの、かように考えておった。おそらく運輸省なり開銀の方で船主を決定された場合に、造船所の事情を考えて、船台がいつあくかといふふうなことを考えて決定されたと思う。それが三隻は三十七年度にずらされた。これで造船所側に相当のアイドルができるのではないか、この点はいかがですか。それから、これはどういういきさつで三隻を三十七年度にずらされたか。開銀の資金事情によるのか、その辺の関係をお伺いしたいと思います。先ほどの、電力債三千万ドルは三十六年度内に出すということが、二千万ドルで一千万ドルずれた。

これに対して最近大蔵省の方で、その資金不足のために三十何億か四十億の資金を開銀に運用部から融資された。もし最近の三隻の建造が開銀の資金事情で三十七年度にずらされたといふとなら、なぜ電力に追加融資をされ、邊の事情を一つお伺いしたと思います。

○土政府委員

る等の理

算措置は本予算に計上されております

う船会社に相当の賃金が残つておるわ

向ひ物事を進めて、さきに。これにつ

御承知のように八隻につきましては追加になったわけでありまして、私どもいたしましては、でき得れば全部年度内に契約、着工の運びにいたしたいという考え方を持っておったのであります。ですが、財政投融資全体の見地からまして、開発銀行の海運向け融資について、よほどよく日本通運より融資をつけて貰

けです。そう簡単に作るわけにいかない。外国へ売るにしましても、一つの限度があるのです。なかなかむずかしい問題ですから、今すぐに具体的な方策といふものはお答えできないかと思しますけれども、大体の考え方の方向をお聞かせ願いたい。

きましては、現在戦艦船の処理で開発銀行の方にいろいろと融資を仰いでおるのでございますが、改装資金につきましても、将来の問題としまして開発銀行の財政資金も投入してやっていきたい、かように考えておる次第でござります。

では年度内に追加補資は困難であると
いう決定を関係者の間で受けましたの
で、私どもは一面今御指摘がありまし

船はまだあります。それと並んで、
とりますと、最近四、五年前までは二
万トン型をスタンダードとして計画造
造されています。

それがどうやら船をたどれば日本が今一番必要としている木材専用船に改装するとか、いろいろな計画が出て、三。当局としては開港の方につく

○太田謙吾
全海運局長から申され
た通りでございます。われわれとしま
しても、それにはこういういい方法が
あることは、見ておられますよ」と。

たように造船所事情も考え、また荷主との輸送の契約の時期を考えまして、五はいを年度内、三ばいは来年度早々ということを前提としまして来年度というふうにいたした次第でございまし

船をしてどんどん作らせてきた、ところが最近になつて六万五千トンあるいは十三万トンの船が出てきた。これで採算を見ますと、二万トン・タンカーハイヤー・ベース・コストといいま

ます。 細尾：これに開港の力になら
がる問題ですが、こういう点について
の運輸省、それから債権者としての開
銀のお考えをちょっと伺いたいと思い

あるという好政策がございません、ただ現に今、捕鯨会社にスタンダード・タンカーを売らせるとか、そういう例はござりますので、今後もそういうふうに需要がありますれば、多少安くして

て、それによりまして、延ばされた造船所について多少の支障があるといはるかもしれないという考え方を持つておりますが、さほど大きな支障なしにいけるのではないか、かように考えて、そういう措置をした次第でございま

すか、これと六万五千トンを比べますと、六万五千トンは約半分です。十三万重量トンの船は三分の一くらいなコストである。運賃マーケットは、大型の船がてきて安く運べれば、その安い運賃ができる。そうすると海運会社は幾らできる。

○**近政府委員** 今御指摘ございました
ように、特にタンカー界がそういう傾
向が強いのでございますが、現在の海
運界におきます技術革新が船の大型化
という形で非常にきわだつて現われて
参っておりまして、従来非常に適船と

も先って処分してもらう。それから今後、今の木材草川船その他にも改裝する問題がござりますので、これは別途研究してみたい、こういうふうに思つております。

○岡田(修)委員 造船は非常に大きな工事でございます。だから建造に着手する前に資材の発注とかいろいろな手当をしなければならぬ。これが一ヶ月ずれるということは造船所の資金操作に非常な支障を来たすわけです。です

努力しましても、スタンダード・タンカーをたくさん持つておる船会社というものはどうにもこうにもならない。これは経営者の責任とかなんとかいいうのは、いわゆる海上輸送に一つの革命がきた結果であると思う。そこで、スタンダード・タンカーをたくさんか

見られたものが形が小さくなり、それと同時に採算が悪くなっていくという傾向が顕著でござります。今御指摘ございましたように、特にタンカーのスタンドード・タンカーなんかの問題でございますが、これは現在數十隻、相当船齡が新しいものも含めましてある

いたします。
最近船型が非常に大型化しまして、
従って、日本の造船所も外国から注文
をとるのが、大型の船が非常に多く
なってきてる。それに対する日本の
造船所の大型船台といふものが非常に
足りない。歐州方面ではどんどん十万

トントンの船台とかなんとかを作りつづけるのですが、こういう大型船台の整備、外國から輸出船をうんと獲得するために必要な大型船台の整備がどういふようになつてゐるか。それから、特に今後大型船ができるといふと、これを修理するドックが非常に不足しているのではないか。現在十三万トンのタンカーが作られつつありますが、こいつらは将来修理する場合に非常に困るわけです。この大型ドックの建造について、単に業者の独力でやらずと非常に困難な点がある。国としてはこれらに対する相当の財政融資等の検討もされなければならぬと思うのですが、これらの点について現在どういう状況になつてゐるか、あるいは開銀融資に対する申し込みがどういうようになつてゐるか、一つお伺いしたいと思ひます。

うな建造施設を新たに作りたいといふ計画なり要望なりが出て参ると思いま
すが、ただいまのところ埋め立て地に新
たな造船施設を作り、そこに超大型船
の建造船台あるいは造船渠、あるいは
入渠施設を計画しているものが約三
社ございます。この三社はいずれも民
間資金で計画をいたしておりまして、
財政資金を期待はしておりませんけれど
ども、このような超大型船は、船台で作
りますよりも船渠あるいは造船船渠
で作ります方がはるかに能率よく、また
低コストで建造されます関係上、建
造と修繕入渠と両方の目的をもって作
られる造船修繕施設がその三社の中に
あるわけでござりますが、さらに三社
の新しい超大型施設で生まれます船の
入渠にあたりまして、新造または修繕
という施設が修繕の要求にいつでも応
じられるかどうかという問題になります
と、非常に疑問があるわけでござ
ります。と申しますのは、そのような超
大型の施設は修繕だけでは採算がとれ
ませんので、継続的に注文があります
場合には、新造にもっぱら使うとい
うことが好ましいわけでありますので、
御指摘の通りに統々と超大型船が建造
されることになりますと、その入渠施
設が問題になる、かように考えます。

○岡田(修)委員 大型船が出てきましたことによつて、私は、海運界にも、それから造船業界にも非常な異変が起つてきておる。一つは、これは造船所の再編成の問題につながるものではないかと思うのですが、これらの点、私が、きょうはもう時間がおそらく、運輸委員会の方に出向いて質問をしたいと思います。きょうはこれまで終わります。

理由

葉山御用邸附属邸の暖房設備の新設、皇居内生物学御研究所の標本室の新築及び皇居附属庭園施設整備計画による建物の新築を行ない、これらを皇室用財産として取得する必要がある。これが、この議決案を提出する理由である。

○小川委員長　政府より提案理由の説明を聽取いたします。天野大蔵政務次官。

ました国有財産法第十二条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

房設備の新設であります。現在、附屬邸の一部には昭和初年に設備された電気ヒーターによる暖房設備がありますが、老朽化して暖房装置としては不十分でありますので、火災予防の点を考慮して、この際蒸気暖房の設備にようとするものであります。

第二は、皇居内生物学研究所の標本室の新築であります。現在の標本室は御研究所の一部百二十坪が充てられておりますが、年々増加する標本類の収納が困難となり、廊下に陳列されてゐる状態でありますので、御研究所に隣接して鉄筋コンクリート作り二階建を延べ八十坪の標本室を新築しようとするものであります。

第三は、皇居附属庭園施設整備計画による建物の新築であります。皇居東側地区につきましては、昭和三十四年十月八日付皇居造営審議会の答申に基づき、昭和三十五年一月二十九日開催

備することに決定したものであります。この決定に基づきまして整備を進めているのでありますが、庭園の造成上撤去を必要とする厩務班事務所、馬庫、馬糞倉庫、厩舎等を庭園予定敷地の外に新築しようとするものであります。

以上御説明申し上げましたものは、いずれも昭和三十七年度一般会計予算案に計上してあり、皇室用財産として取得する必要があるわけであります。が、そのためには国有財産法第十三条第二項の規定に基づき国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提案した次第であります。何とぞ御賛成の上ですみやかに御賛成の議決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○小川委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩をといたします。

午後一時十三分休憩

午後二時四十三分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国税通則法案及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。細田義安君。

○細田義委員 国税通則法の改正につきましては、納稅者あるいは一部の関心を持った方々に強い反響を呼び起しまして今日に至ったわけであります。かような点から、私は若干の点であります。

いずれも昭和三十七年度一般会計予算案に計上しており、皇室用財産として取得する必要があるわけであります。が、そのためには国有財産法第十三条规定の規定に基づき国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提案した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成の議決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

午後二時四十三分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

國税通則法案及び國稅通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案の兩案を一括して議題といたしまして、質疑の通告があります。これを許します。細田義安君。

つきまして概括的にお尋ねをいたしたいと思うのであります。

状況、あるいは消費税等につきましては消費の態様、あるいはまたそのとき

きましては、今回は提案を見合わしておるわけです。それ以外のものにつき

およそ法というのには、その國家、そ
の社会の生活を規律するものでありま
すから、各時代におけるその民族、あ
るいはその国民に臨む法機關というう
のは、それぞれの国民、それぞれの國
家の現状に適合するものでなければな
らぬ、こう思うのであります。従つて、
いたずらに理想を追いまして、現
実の国民生活から遠離をいたしたもの
であってはならない。それ自体は理論
的でありあるいは租税法学の理念に適
合しておるといいたしましても、國民に
順守を求める法規律としては、はた一
て妥当するものであるかどうか、この一
点基本的な態度として政府の見解をな
だしておきたいと思うのであります。
私はでき得れば大蔵大臣の出席を求め
まして、この重大な基本的な態度につ
きましてただしたいのでありますする
が、予算委員会等の関係でお見えにな
らないということで、かわって政府委員
員の御答弁を願いたいのでありますする
いと思うであります。

いと思うであります。
およそ法というのは、その国家、その社会の生活を規律するものであります。ですから、各時代におけるその民族、あるいはその国民に臨む法機関といふのは、それぞれの国民、それぞれの国家の現状に適合するものでなければならぬ、こう思つてあります。従つて、いたずらに理想を追いまして、租税法学の理念に適応の国民生活から離隔をいたしたものであつてはならない。それ自身は理論的であります。それで、いたずらに理想を追求しておきたいと思うのであります。私はでき得れば大蔵大臣の出席を求めて妥当とするものであるかどうか、この点基本的な態度として政府の見解をなしておきたいと思うのであります。私はでき得れば大蔵大臣の出席を求めて、この重大な基本的な態度につきましてただしたいのであります。が、予算委員会等の関係でお見えにならないということとて、かわって政府委員の御答弁を願いたいのであります。が、さらに国税通則法は、租税に関する基本的な制度を打ち立てたいといつておりますから、時開をかけて検討すべきではなかつたか、また理論と実際との規律を求めるためにも、今後にわかつに制定する必要があるのかどうか、この点に対する御所見を承りたいのであります。

つきまして概略的にお尋ねをいたしました。
およそ法というものは、その国家、そ
の社会の生活を規律するものでありま
すから、各時代におけるその民族、あ
るいはその国民に臨む法機関といふう
のは、それぞれの国民、それぞれの国
家の現状に適合するものでなければ
ならぬ、こう思うのであります。従つて
いたずらに理想を追いまして、租
税の國民生活から遊離をいたしたもの
であつてはならない。それ自体は理論
的でありあるいは租税法学の理念に適
合しておるといいたしましても、國民に
順守を求める法規律としては、はた一
度妥当するものであるかどうか、この
點基本的な態度として政府の見解をな
だしておきたいと思うのであります。
私はでき得れば大蔵大臣の出席を求めて
まして、この重大な基本的な態度につ
きましてただしたいのでありますする
が、予算委員会等の関係でお見えにな
らないということと、かわって政府委
員の御答弁を願いたいのでありますする
が、さらに国税通則法は、租税に關する
基本的な制度を打ち立てたいとい
うのでありますから、時を開かけて檢
討すべきではなかつたか、また理論と
実際との規律を求めるためにも、今に
わかつに制定する必要があるのかどう
か、この点に対する御所見を承りたい
のであります。

状況、あるいは消費税等につきましては消費の態様、あるいはまたそのときにおける歳出需要、こういうものを全般的にながめまして、その上に立っての公平観といふものでなければならぬと思つてあります。その意味で、私はほど現実的な感覚を有するものは実はないのであるというふうに考へるわけであります。われわれが絶えず税法改正をいたす場合におきましても、この現実的な公平観、この基礎の上に立つていろいろ考へておられるわけでござります。同時にまた單なる負担の問題ではなくて、執行の問題につきましても、これは国民の権利義務、言いかえますと、国民全体と個々の納税者の利害の調節の問題でございます。従いまして、それがやはり基本的には公平といふ観念になつた妥当なところでその権利義務の調整がはかられなければならぬというふうに考へております。負担におきましても、執行についても、まさにおっしゃる通りであろうというふうに思つたわけでございます。

おきましては、今回は提案を見合わしておるわけです。それ以外のものにつきましては、一つは税法を簡素化する問題、あるいは実体的に整備するといふ問題、あるいは国民の権利義務の観點からいたしまして、まさに利害の調整が課題、あるいは納税者の側に若干有利になる方向で現実的な解決を求めるというよくな事柄、あるいは從来の各税法におきまして基本的な法律関係の不明確な点、こういう問題を取り上げましてへ度やつたわけでござります。その点が急がれたというのは、納税者に対する合法权益の問題は当然でございますが、これ以外に現在の税法が何としても複雑である。これを何とかして納税者にわかりやすいものにして、そのわかるやすい税法の中から國民の正しい批判を仰ぐ、その批判の上に立つてまた次の税法改正を行なわれていく体制がございまして、今回も物品税法において全文改正いたしました。なお年老考えておりますのは、所得税法あるいは法人税法の全文改正を考えておるわけぜひとも必要であろうということとございまして、今回も物品税法において全文改正いたしました。なお年老考えておりますのは、所得税法あるいは法人税法の全文改正を考えておるわけぜひとも必要であろうということとございまして、これらとの問題につきましても、その土台としての国税通則法というものがございませんと受け入れ側がないわけでございます。そういう意味でも、今回の国税通則法をこの国会で成立させる必要があると考えて提案した次第でござります。

多少の時間を置きまして、余裕を持ちまして、新しい法案というものがさよな納税者その他の危惧を払拭しておる、そう懸念されるべきではないといふことが周知されまして、その後に提案を見るというようなことが私どもは望ましかったと思う。それは学者の先生その他豊かな経験を持つた諸先生の御労苦というものには敬意を表しますが、一般の納税者はそういう格調の高い知識なり経験を持っておらぬわけであります。これらの国民を対象といたしまして、税の面から国民を拘束し、あるいは協力してもらうというのありますから、こういう点につきましてはどうも時間が不足であったというふうな感じを私は持つわけござります。私はこの点を遺憾に存じておる人でございます。

さらに、現行の国税に関する法体系は、所得税法、法人税法、酒税法、物品税法等の各税法と国税徵收法とから成り立つておるわけでござります。すなわち課税に関する実体とその手続につきましては、個別的に各税法がこれを規定し、国税の滞納処分を中心とした徴収手続につきましては、統一的に国税徵收法がこれを規定しておるのであります。納税者にとっておられるが二十三条くらいございます。しかし同時に、国税通則法で九十六条設けられております。ですから、今の整備

することは、納税者にとっては、各税法のほか通則法まで見なければ各税の理解ができなくなるわけで、屋上屋を架することとなり、税法をかえって複雑化するおそれがあるようにも思われるわけであります。通則法を制定する

真の趣旨、これは一体どの辺にあるのか、納得のいくような説明をいただきたいと思います。

○村山政府委員

ただいま国税通則法を設けますと、いわば、従来は各税法の実体規定のほか、国税徵收法、今度いたしまして、税の面から国民を拘束法の真のねらいは一休どこにあるのか、こういう御質問かと思ひます。私はこれでございませんで、われわれのねらっておりませんのは、手続規定、その税が、それをやりますと三本建になり、その意味で複雑になるのではないかといふこと、並びにそれ以外に、今度の通則法が、まさに今度の税法を形式的に実体的にも簡素化したいというの

がねらいでございまして、これによつて複雑化することはなかろうと思うわけでございます。今概算をいたしてみると、もし国税通則法を設けられなきましても、年度全税法の条文はどういうやうやり方があるのか、自発的納付のやり方もありますし、國の方の請求によって納めることもございましょう。この関係、あるいは国は徵収を猶予するという制度がある、あるいは猶予に伴う担保の問題がある、あるいは猶予担保並びに保存担保を含めて、担保の目的とか処分とか、その効果とか、こういう通則的な問題があるわけであります。そのほかに、賦課あるいは徵收金、一般的の私法とのつながり、除斥期間あるいは今の時効との関係、それと中斷事由あるいは停止事由の関係、さらに全税法を通じまして不服ある場合にはいかにして救済するか、それと行政不服審査法あるいは訴訟の関係、これを各税法でことごとく書いたら非常にわかりにくいものになります。むしろこれは執行面における国民と国、政府との共通的な分野でござりますので、その点を統一的に書いて

で云いますと百九条、二百四十条、二百四十九条でございます。それで、今通則法が九十六条でございます。それで、まあ単純に引きますと、二百七十六条簡素化された。これは数で申した話でございますが、実はその数ではございませんで、われわれのねらっておりませんのは、手續規定、その税が、納税義務者がだれで、課税物件が何で、それから課税標準がどうで、税率を設けますと、いわば、従来は各税法の実体規定のほか、国税徵收法、今度それをやりますと三本建になり、その意味で複雑になるのではないかといふこと、並びにそれ以外に、今度の通則法が、まさに今度の税法を形式的に実体的にも簡素化したいというの

が、そのときの窓口の関係がはつきりしない、こういう点、その他、基本的な法律関係で明確を欠く点が多くござります。その点につきましてははつきり出でて明確にいたしたい。

○細田(義)委員

法律というものは、国民のすべてがそれに従わなければならぬという建前であり、そうでなければ法治國は治まらないわけであります。特に税法などといふものは、国民には親しんでもらいたいけれども、親しみにくい、またはわかりにくい、こういうところが世間の相場であろうと思ひます。そういうような点から、なぜ国税通則法を設けたのかということは、それに尽きませんが、簡素化という問題は、実は体系的な整備を含んだ簡素化を考えているわけであります。

この点はわれわれは今後法規を編さんする場合に、法規編さん過程でその点を十分アジャストしていく方がよきましては、所得税法ならば所得税法だけ見れば、よかつたものを、今度は実体規定につきましては国税通則法、それから手続規定につきましては国税通則法を見なければならぬわけで、不便と申しますが、そういうことはあると思います。

この点はわれわれは今後法規を編さんする場合に、法規編さん過程でその点を十分アジャストしていく方がよきましては、所得税法ならば所得税法だけ見れば、よかつたものを、今度は実体規定につきましては国税通則法、それから手続規定につきましては国税通則法を見なければならぬわけで、不便と申しますが、そういうことはあると思います。

いた方が、少なくとも執行面に関する国と国民との権利義務がどの点で調節されているかという点がはつきりします。

につきましても規定することとなると思うが、國税に関する基本的な制度を作りたい限りは、単に學識経験者を中心として構成された國税通則法の小委員会、この意見が主として新しいこの法案を支配しておるわけあります。が、これだけではなく、もっと納稅者の利益と立場を代表する意見をも反映させねばならないことは言うまでもないと思つております。しかしに、これを制定しようとする経過時におきまして、このような点における配慮は必ずしも十分と言ひがたく、この通則法は政府の徵稅強化をはからうとするものではないという不安の念を持つ向ぎが相當あるのであります。この点についての政府の見解はいかがですか。

○村山政府委員 おっしゃるよろしく、この通則法のもとをなしました答申原案

は、御案内のように税制調査会の中に設けられた小委員会で主として検討を進めたわけでございます。小委員

会のメンバーは、事柄の性質上私法、公法に関する学者の方が相当入ってお

ります。一方その実務官庁といたし

て、その通則法のものではなかろうか、わざわざ提案しております限りにおきましては、この各案にありますよう

は誤り伝えられて徵稅強化というよう

に、その点は今回それぞれ検討の結果、将来に見送ることにいたしたわけ

でござります。それらのことがあるい

ます。

○細田(義)委員 いわゆる将来の検討

に待つということで、今度見送つてお

りまする数項目の問題であります。

むしろ私は、理論と実際のわれわれの

経済生活、あるいは国民生活との間に

誤差があるということを承認しなけれ

ば、これを切り離して見送るといふこ

とは大して意味のないことであります。

こういう点で、私は理論は尊重す

ます。この点に付いては、私は理屈を

あらはしておるわけではありません。

それで國税庁の方も当然参加を願つ

ております。さらにこの原案は、

百回近く重ねたのではないかと思いま

すが、幾たびか練り直しました。でき

上がりましたものは、税制調査会へ

おこなわれて三回くらい答申をして、意見を求

めました。その結果、われわれとして

おこなわれておるわけです。われわれの

意見をもつておるわけです。われわれの

くることでございます。それからなお不作為に対しても異議の申し立てができる、これも行政不服審査法をそのままこちらがとつております。それから処分をする場合には、必ず、救済手続があること並びにその道について教示をしなければならない、これも行政不服審査法の方の問題でございまして、こちらはそのまま受けたおるわけでございます。

こちらで特別手を打った点を申し上げますと、従来は、異議の申し立てをいたしましても滞納処分の続行を妨げないということでございまして、公売処分までいたわでござります。この点は、今言つた現実的な行政面を考えてみますと、なるほどそれは心配があるにしても、せいぜい租税債権を保全すれば足りるのぢやないか、公売処分といふことになりますと、これは取扱い返しのつかない損害を与える場合もございます。そういう意味で、今の公売処分は、原則的に全部禁止の規定であります。これは取扱い返しのつかない損害を与える場合もござります。それから徴収の手続きを含んでの話ですが、それにつきまして、従来職権で停止することができました。新たに本人申立権を設ける、こうしたことでございます。

それから、これは不服だけの問題でございませんが、一般に期限の問題がござります。修正申告あるいは再調査の申告、審査の請求について、一月以内、こう言われておる場合に、従来所 得税では、到達主義によつておつた。法人税の方では発信主義によつておつ

た。各税法で必ずしも明確でない。この点、全部発信主義で統一した。

それからさらに申しますと、従来は訴願前置主義の考え方をしておりま

す。たとえば申告税額三十万、とえば同一年の課税事件につきまして、た

て、当初、たとえば申告税額三十万、

その後更正決定で五十万になり、そ

後再更正で百万になつた事例で申しま

すと、五十万のときは期間を超過して

しまつた、五十万から百万に再更正さ

れたときに、その百万に対する異議

申し立てはできますが、そのとき取り

消し得る範囲というは、法律上禍束

されておりまして、五十万までは下げ

られますけれども、再調査なり審査の

決定で三十万までは下げられぬという

ことになっておつたのであります。

そこは期間を超過したわけであつま

す。その場合、今度は、どうせ全部金

額を争つておるんだからそんなことを

言つてはいけないんだ、やはり申請の税

額は幾らであるべきかということにい

たしまして、そういう期間を超過した

場合におきましても、同一事件について

救済手続に係属すれば、前のやつま

でさかのぼつて全部審理の対象にする

ということ。それから訴訟の問題につ

いてよく問題があるわけでござります

けれども、今と同じ例で申しますと、

更正決定五十万円のところですと審

査の請求までいきまして、なお不服が

ある、訴訟に係属した、百万になります

した、従来でござりますと、もう一ペ

ん五十万と百万の間をまた再調査から

審査を経て、裁判所において下さい、

こうしたことになつておるわけでござ

りますが、能率からいって、いかにも

相互に不便である。そこまで訴願前置

ということで、そういう場合には併合審理の道を開く、こういったことでござります。

その他、除斥期間あるいは徵收権の時効の問題をはつきりいたしました

が、結果的に申しますと、今の除斥期

間については、現行では、所得、法人

相続、この三つにつきましては原則と

して法定申告期限後三年間——詐欺と

かそういった無申告の場合は五年でござりますけれども、ほかの税目につきましては更正決定の期間制限があるの

かないのかわからぬわけでございま

りますけれども、ほかの税目につきま

して、実際の取り扱いは、おそらく徵收

法の時効の五年でもつてやつておつた

と思うわけでござりますが、今回はそ

れを賦課権といふものは除斥期間であ

る、各税目を通じまして原則として法

定申告期限から三年たつたら賦課権の

行使は排除されるという点を明らかに

しておるわけでござります。こういっ

た点は、もちろん基本法を明らかにす

るという意味で発足したわけでありま

すが、同時に、納税者の利益あるいは

税目間のバランスというものを考え方

整理したわけでござります。

ほかにもございますが、大体おもな

事項だけを申し上げておきます。

○細田(藝)委員 ただいま、うつかり

けれども、今と同じ例で申しますと、

更正決定五十万円のところですと審

査の請求までいきまして、なお不服が

ある、訴訟に係属した、百万になります

した、従来でござりますと、もう一ペ

ん五十万と一百万の間をまた再調査から

審査を経て、裁判所において下さい、

こうしたことになつておるわけでござ

りますが、能率からいって、いかにも

相互に不便である。そこまで訴願前置

は前に指摘した通りであります。政

府は、この答申につきまして検討を行

なった結果、まず第一番に、実質課税

の原則、租税回避の禁止及び行為計算

の否認に関する規定、二に一般的な記

帳義務に関する規定、三には質問検査

及び特定職業人の秘密を守る義務と質

問検査権との関係に関する規定、四に

は資料提出義務違反についての過怠税

の規定、五には無申告脱税犯に関する

改正規定等の答申があつたわけでありま

すが、これらは先ほど申し上げまし

た通り、将来における慎重な検討にゆ

だねるということで見送つたのでありま

すが、これらは事項については将来

た通り、将来における慎重な検討にゆ

だねるということで見送つたのであります。

そのため、今後は、國民の方の納税者一般の

問題、そういう意味で、國民の方の生活

が進んで参りますれば、当然に法制化

されやつて差しつかえないのである

どうするつもりか、将来においては、

國民の社会生活なりあるいは公の生活

が進んで参りますれば、当然に法制化

されやつて差しつかえないのである

どうするつもりか、将来においては、

國民の社会生活なりあるいは公の生活

が進んで参りますれば、当然に法制化

されやつて差しつかえないのである

どうするつもりか、将来においては、

國民の社会生活なりあるいは公の生活

が進んで参りますれば、当然に法制化

されやつて差しつかえないのである

どうするつもりか、将来においては、

國民の社会生活なりあるいは公の生活

が進んで参りますれば、当然に法制化

されやつて差しつかえないのである

も判例、学説その他があまりにも統一

あるいは一般的な宣言規定を設けたと

きに、その限界はどうか、その限界をめぐつてかえて紛争を起こすという

問題、そういう意味でもう少し、いつ

になるかわかりませんが、全体の判

例、学説等が帰一してくるという時期

まで待たねばならぬ、待つた方がいい

であろう、こう考えられる事項、ある

いはたとえば記帳義務の問題等につき

ましては、國民の方の納税者一般の記

帳慣習がそこまで慣熟しなければ無理

である、こういう意味で待たざるを得

ない問題、それから今の守秘義務であ

るとか、守秘義務と検査権との関係の

問題等につきましては、これはもっと

研究等につきましては、これはもっと

研究を進めなければならぬ問題、相当広

範囲に詰めていかなければならぬ問題

でございますので、これも早急にはな

かなかむずかしい問題であろうかと思

うわけでございます。

まずその一つの例といたします

もう少し判例を待たなければならぬと

いう意味は、実質課税の原則あるいは

租税回避行為の一般規定がまさにそ

うございますので、これも早急にはな

かなかむずかしい問題であろうかと思

うわけでございます。

そこで、あつてもなくとも実際

租税回避行為の一般規定がまさにそ

うございますので、これも早急にはな

かなかむずかしい問題であろうかと思

うわけでございます。

そこで、あつてもなくとも実際

租税回避行為の一般規定がまさにそ

うございますので、これも早急にはな

かなかむずかしい問題であろうかと思

うわけでございます。

規定いたしましては、たとえば所得課税で、信託財産から生ずる所得は、受託者が法律上もろん所有権を持つておるわけでございますが、その人には課税しないで、委託者が当該財産を有する者として課税いたします。こういふのがいわゆる実質課税の典型的な規定でございます。そのほかに国税徵收法で、納税者が譲渡担保に付したもの規定があります。これは担保の目的で譲渡したほんとうの譲渡じゃない。これには帶納処分でかかるといけるという規定があります。これもいわゆる実質課税の典型的な規定と言われております。

負担の公平をかかるように行なわなければならぬ。」こういう宣言規定を入れたときに、はたして一体どこまでこの規定でいけるかといふ問題を新たに生むだらうと思います。もしこの規定なかりせば、現在いわゆる各税法で入っているところの実質課税の原則といわれる規定が読み切れるのか読み切れぬのか、ここに非常に問題があるわけございます。そういう意味では、規定を入れても入れなくとも非常な問題のある事項でございます。そういう意味では、まだ実質課税の原則がどこまでございまして、いくのかということにつきましては、個々のケースについて判例なり学説がおおむね帰一するまで待たないといたずらなる紛議を起こす、こういう判断で今度は延ばしておるわけでございまして、租税回避に関する一般規定でも同様でございます。現行法でもそれぞれ典型的な規定はございますが、もし國税通則法に考えられるような一般規定を入れれば、これらの個々の税法の実体規定なくして読めるかどうかということになりますと、非常に問題ある。問題であるとすれば、入れたことによって新たなる紛議を生ずる、こういう意味で延ばしておるわけであります。

○細田(義)委員 税制調査会を組織したこと自体が、どうも政府だけで独善的と考えてはいけない、知識と経験豊かな見識を持つておる方々の御意見を拝聴しようということで御答申を求めたわけであります。そこでこの方々と、重大な五項目をこの時期においては見送ろうとか取り下げようということで、あの先生方のおかんむりもそう曲げず御見識もそこなわずに配慮されてい

る、いろいろ御懇談があつたわけですが、それにはかくかくの点が無理であるということにおいて話し合ひが行なわれたと思うの

であります。あなた方の説得力あるいは説得力よりは事実が厳然としてあるわけがありま

す。また所稅法の三条の二で、法律の上権利が帰属する見られるものと実際の収益の享受者が違う場合には、実

際の収益の享受者に課税いたします。

○細田(義)委員 税制調査会を組織したこと自体が、どうも政府だけで独善的

的と考えてはいけない、知識と経験豊かな見識を持つておる方々の御意見を

拝聴しようということで御答申を求めたわけであります。そこでこの方々と、

重大な五項目をこの時期においては見

送ろうとか取り下げようということで、

あの先生方のおかんむりもそう曲げず御見識もそこなわずに配慮されてい

る、こう思って反対が出たと思いま

る、いろいろ御懇談があつたわけですが、それにはかくかくの点が無理であるということにおいて話し合ひが行なわれたと思うの

であります。非常にむずかしい問題でございまして、どういう感覚でござりますが、いわゆる学者の諸君あるいは経験者の諸君、こういう人たち

はどういうよろかな感じを持たれたか。

あなた方の説得力あるいは説得力よりは事実が厳然としてあるわけがありま

す。また所稅法の三条の二で、法律の上権利が帰属する見られるものと実際の収益の享受者が違う場合には、実

際の収益の享受者に課税いたします。

○細田(義)委員 税制調査会を組織したこと自体が、どうも政府だけで独善的

的と考えてはいけない、知識と経験豊かな見識を持つておる方々の御意見を

拝聴しようということで御答申を求めたわけであります。そこでこの方々と、

重大な五項目をこの時期においては見

送ろうとか取り下げようということで、

あの先生方のおかんむりもそう曲げず御見識もそこなわずに配慮されてい

る、こう思って反対が出たと思いま

る、いろいろ御懇談があつたわけですが、それにはかくかくの点が無理である

ことになりますと、非常に問題ある。問題はあとに残されておりますから、

将来とも漸次法文化が問題になるよう

な点ではなかろうかといふうに推測できますので、さらにお伺いしておきたいと思います。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

じようにこれらものが実質課税の規定

であり、取り扱いであるといたします

と、今度通則法に設けらるべき規定と

いうものが、どんな形が考えられるか

によるわけでございますが、もしそれを

一般的の宣言規定として国税に、これ

は昔やるとすればこんな案があると

作文したものがございますが、「国税に

関する法律の解釈及びその適用に係る

要件たる事実の判断については、その

法律の規定の趣旨に従い、その事実の

経済的利益及び実質に即して国民の税

負担の公平をかかるように行なわなければならぬ。」こういう宣言規定を入れたときに、はたして一体どこまでこの規定でいけるかといふ問題を新たに生むだらうと思います。もしこの規定なかりせば、現在いわゆる各税法で入っているところの実質課税の原則といわれる規定が読み切れるのか読み切れぬのか、ここに非常に問題があるわけございます。そういう意味では、規定を入れても入れなくとも非常な問題のある事項でございます。そういう意味では、まだ実質課税の原則がどこまでございまして、いくのかと云ふ問題でございまして、個々のケースについて判例なり学説がおおむね帰一するまで待たないといたずらなる紛議を起こす、こういう判断で今度は延ばしておるわけでございまして、租税回避に関する一般規定でも同様でございます。現行法でもそ

れぞれ典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

ない。こういうのをわれわれは実質課

税の一貫的原則の適用である。こうい

うふうに言っているわけであります。

○村山政府委員 率直に申しますと、もちろん協力

非常にむずかしい問題だと思います。

事柄が事柄でございますので、判例な

どあります。問題であるとすれば、入れた

ことによって新たなる紛議を生ずる、

これが典型的な規定はございますが、

もし國稅通則法に考えられるような一

般規定を入れれば、これらの個々の税

上そうである。譲渡所得になるはずは

あまり講じておらぬわけです。税法が
きまつた、税金を出せ、こういうこと
であります。税金は出されけれども、だ
うも記帳とか、申告書を書くのはめく
どうくさい、できない、こういうところ
で脱税をしようとがんとかいう考
えがなくともおつくらになつておるし
いう事實は、まだ日本の国民の生活の
現在の段階ではあるわけです。これは
案外つまらぬような話でありますけれども、だ
ども、重要な事柄ではなからうかとし
うことと、政府においては関係方面と
御連絡を願いまして、だめなのかい、から
のか、また別途法案等が仕上がつた懇
会にお伺いしますから、一つ統一しな
見解を示してもらいたいと思う。これ
は国民も喜ぶですよ。わからぬいから
一面においてはおそれておる。

の中に人格のない社団等に当たるものと
を掲記しておるのであります。が、人
のない社団等に対する課税を前提と
していることがこの点からわかるので、
りますが、間接税は物税である。人
のない社団等に対しては明文がなく
ておるようであります。このよろんな
行法の規定よりするときは、通則法
の規定を設けるのは、人格のない社団等
も課税されるのが当然であると解さ
定を設けないでも微税上さしたる支
はないのではなかろうか。このよう
規定を設けるのは、人格のない社団等
につきまして、巷間もっぱら、微税
強化しようという魂胆からこのよろ
う規定を設けたのだ、こういうふうな認
識を持つた方もあるわけであります。
この点はどうお考えですか。

は現在あえて税法に限りませんが、
しい立法をしました法律では、それ
れ権利主体として実際そういう存在
着目いたしまして権利規定としてだ
んだ設けられておるわけであります
ひとり間接諸税で罰則を欠くとい
うになりますと、規定の整理が十分
ないということがほかに、いわば罰
に関する治外法権を設けておるとい
ことになるわけであります。そうい
意味で、われわれは体系の整備とい
う問題ではございません。人格なき
団についてのみ罰則の規定を欠いて
るということは、一種の罰則上の治
法権を税法上作ることになる。それ
おかしい。その理由はないじゃない
というだけの話にすぎないわけでござ
います。従いまして、これで徵稅強
をはかるうとかなんとかいう意図と
全然無関係のことござります。
○細田(義)委員 そういたしますと、
人格のない社団等に対しまして、今
通則法におきまして、第十三条にこ
に関する規定を設けておるのであります
が、その結果、これらに対する課
上の取り扱いは現行のそれと変わら
い、かようなことでござりますか。
○村山政府委員 納稅義務に関する規
定は、その規定を欠いておったわけござ
りますので、それが補充されるとい
うになりまして、その分だけが、規
則を改めて参ります。従来、

としては勤いてくるという点だけが違うでござります。

○細田(義)委員 ただいまの御答弁によつて、国税通則法に人格のない社団等に関する規定を入れることによって現行の課税上の扱いが変わらないということでありますと、この通則法の規定は、規定を共通的に整備をしたことでまる、かように了解して差しつかえないので此であります。

次に通則法には、利子税及び各種加算税の軽減、合理化あるいは課税処分等に対する納税者の不服の申し立て制度の改善、間接税における申告納税制度の導入、所轄税務署の明確化、到達主義の緩和とか、租税債権の成立、確定等の法律関係の明確化、賦課権の除斥期間の合理化、各税における諸手続規定の統合等について規定を設けておりますが、これらの規定によりまして、従来に比して納税者に不利なる点はないか。先ほど利益な点を申し述べられたのでありますと、納税者に不利に至る点、これは申し述べがなかつたわけでありますと、不利なる点は全然ないと言われるのかどうか、この点について伺いたいのであります。

○村山政府委員 全体的に申しまして不利になる点はないかと思います。ただ部分的に言いまして、従来利子税、延滞加算税とありますと、それぞれ三錢であったわけです。その延滞加算税部分が五%，これは百七、八十日になりますが、そこで頭打ちになるところ、今度は四錢一本で頭打ちがなり、それを二つに分けていないことからくる問題でございますが、それを二つに分解して、今度の新しい延滞税を二錢、二錢という観念で、その二錢部

うかということでございまして、その統一の必要があるにいたしましても、さらに他のものと同じように根本的な検討を必要とするであろうという意味で今度は見合わしたわけでございま

○細田(義)委員 まあ何々をしてはな

設けている法令はないということではございません。そういうような点から私は包括的と申しますが、総括的と申しますか、職権乱用に関する則則といふのではなく、訓示的な宣言規定を一条入れることはいいんじやないか。税務職員が主税局長のように人格円満練達機能の士でありますすればまあでございましてするが、なかなか出先へ行きますと、それは荒っぽいのがおるのですよ。そういうことで、私は訓示的な規定を挿入することはいんじやないか、こういうふうに思うのですが、お考えはどうですか。

○細田(税務員) これに従事言葉を持ち出すのですが、現在十七才とダンブ・カーと何とかは一番おそろしいとなっているんですよ。この通則法は、そういうようなことで、少しは納稅者との御都合がいいようなお話が相當多いわけであります。が、税務職員の行き過ぎについて何か一つは振り返って考えるような規定を——これは一つの宣言にすぎませんが、置くことも私はいいのではないかという気がするんですよ。これは一つ、みんなおれの部下は信頼するやつで、りっぱなやつばかりではないことなどなしに考えてもらいたい

○村山政府委員 入れましても、おそらく宣言的あるいは訓示的規定にならうと思います。先ほど申しましたような、たとえば実質課税の原則の規定、これもまた宣言規定を考えておったわけでございます。そういうものがなくとももちろん読めるのでございまして、入れれば入れたで、その解釈をめぐつていろいろな問題がある。特にこの規定が入っているのはどういう意味かとか、やはり各税法あるいは各法規との平仄もあるうかと思います。実際申しますと、とりあえずそれを入れて、現行の日歩三銭及び六銭から日歩二銭及び四銭に引き下げることになったことは、先ほど村山さんの御説明の通りであります。ところが現行法では、法人税におきましては所得の計算上利子税は損金に算入することとされておりますのに對しましては、所得税におきましては附帯税制度について根本的な改正を行なつたと思ひます。次に、通則法におきましては附帯税制度について根本的な改正を行なつたと思ひます。

損金として引くべき筋合の問題ではない。われわれ知っている限りにおきまして、従来なぜそれならば法人について利子税を引いておったか、このときにはこういう議論があつたわけござります。たとえば、なるほど損金に算入しないとしても、銀行から納税資金を借り入れてやれば、その分は肩がわりするわけですから、銀行の借金の利子に対しては結局損金に算入せざるを得ないじゃないか。だから、そういう意味で実効がないという考え方がござります。それから従来法人税の損金の問題につきましては、損益計算的の立場より主として資産増減的の立場に立った時代の法制であつたわけでござります。その両方から利子については個人は認められないが、法人はそういたす、こう書いてあります。考えてみますといふに理由のないことでも、もんその分は、損金に認められるわけでござりますから、これを納めるために借金して納めたらその利子はやっぱり損害になるじゃないか、それだから法人税なり罰金を損金にするのかと言つたら、そりはならないというのと同じでござります。そういう理由からではない。むしろ実体からいって、それが企業の負担として、企業の法人なら法人の損益計算上の損金であるのかどうかといふ実体の一語に尽きるのだろうと思います。よく考えてみますと、徵収猶予をこれだけ手厚くしてあるわけでございます。これで見ますと三年二ヵ月くらい最大延びる規定になつておるのでございます。その上延滞税は

理由がある場合には免除しているわけですが、その上で、理由なしとして免除しない場合の延滞税の話でございます。それがどうして一休企業の損益計算上個人と違つて損金にしないければならぬのか、それは理由がないであろう。そういう意味でこれを機会に両方とも新しい延滞税につきましては損金に算入しない。そのかわりに新しい制度のもとにおける利子税、つまり相続税の延納の場合の利子税であるとかあるいは法人の半分は納期までに納めますが、あと三ヶ月間半分は分納できます。そのときの利子税、これはいずれも二銭になつております。それから個人の確定申告の利子税、予定納税額の一・二倍以上オーバーした場合に、一・二倍をこえる場合に、一・二倍まで納めればそのえた部分については延納を認めます、五月末まで。その部分についても同じように二銭の利子税をつけておるわけでございます。こういう新しい制度のもとにおける利子税につきましては、法人、個人を通じてそれぞれ事業を営んでいるものについては必要経費としてあります。といいますと、結局法人と個人を同じ扱いにしたということでございます。新しい延滞税については損金に算入せず、それからそれ以外のものについては、利子税についてはいざれも損失全額に算入する、そういう措置をとったわけでございます。全体から申しますと、法人は軽減になったと思いますが、滞納している人について言いますと、従来は三銭の利子税、延滞加算超過三銭、それから利子税が三銭、これが半分でございますから、四銭五厘になりますが、その間題になりますが、

全体としては今度の方が有利にならう、こういうふうに考えております。

○細田(義)委員 その点よくわかりました。そうすると気がつくのがおそれたかったということなのか、出るのがおかしかった、こういうふうにもとれるのです。これは議論しようと思っておるわけではありません。

次は行政事件の訴訟法が制定されると、先ほどもちょっと説明がございましたが、一般的に訴願前置主義が廢止される、こういうことになるようになりますが、税務の争訟についてはどう考えておりますか。もし税務約が加えられるというようなことも浮かび上がつて参るわけであります。争訟に訴願前置を強制するとすれば、納稅者の権利、利益の救済に著しい制約が加えられるというようなことも浮かび上がつて参るわけであります。が、こういう点はどうお考えですか。

○村山政府委員 現在この国会に提案いたされております行政事件訴訟法、これではお説のように取り消しを求める物体については、原則として訴願前置の從来の方針を排除しております。ただし他の法令で特別の定めがある場合はこの限りでないということになっております。これは緊密に向こうの方の調査の方と連絡したわけでございませんが、税務のように絶えず行政處分が定期的に行なわれる、しかも大量なものである、しかもこの解決につきましてかなり技術的な、専門的知識を要する問題については、一々訴訟を持っていくということは、これは納稅者の側にとっても国にとってもいたずらに無用なる手数を重ねることになるので、この点はやはり從来の訴願前置主義を貞いた方がよろしい、こういう結論でございまして、從来通りやつているわ

けでございます。ただひとり税法の関係等につきましてもこれはまた同じ様になると思ひます。要するに、大量的にその行政処分が出てくるもの、しかも専門的なもので、一々裁判に行きますと、訴訟費用がかさむ、時間も費やしますと空費する場合もあるわけですがござります。ただその場合に、いつまでもぐずぐずしておつたら訴訟にかかるとか、そういう道はもちろんそれまでの法律の中で設けられているわけでもござります。そういう意味で、今度は税務争訟の特異性にかんがみまして、訴願前置主義をとることにしたわけでござります。

○細田(義)委員 今國民の立場から申すと大量である、また長引く、手数がたくさんかかるということだけでは割り切れないわけでござります。と申しますのは、そのこと自体を争つて、訴願前置主義をとることにしたわ

る御当人は一人であります。受ける方の役所はたくさんでござますが、利害関係を痛切に感じて訴えを起こそういう者は一人でありますから、十倍ばかりのよな考え方でやられては困ります。この協議團の制度をいかように活用して参るか、手っ取り早くてありがたいわけでございます。私はそういう観点から協議團の制度につきましては、協議團の第三者的な性格を一そら明らかにする必要がある、こういうことをやはりお述べ

になつておりますが、通則法におきましては、国税庁長官または国税局長は不服申し立てについて決定または裁決をする場合には、協議団の協議に基づいてこれをしなければならないとして、その他協議団の運営に關し必要な事項は政令で定めることといたしておりますが、しかしながら、協議団制度をもつて公平な第三者的な性格のものにするためには、これにたとえ裁判所で賠償の制度を採用しておるというような事例もあり、その他そういう意見を尊重しながら審決なり裁決をしていくといふこともないわけではありませんので、こういう面に明るい理解を持った人を、民間人を加えることによりまして、一そら納税者に納得のいく、信義が求められる。こういう点については政府としてはどういうお考え方をお持ちであるか、役所の協議団の諸君をどうこうというわけではございませんが、練達たんのうかもしれないがさて国税局長に隸属するような立場、あるいはもうくたびれた諸君もおられるわけです。そういうことでおれたちのあれが正しいと突っぱるようなことを求めても多少無理なようなところがあるわけです。そのときにあまり気のいいやつが飛び込んで大へんでございましたが、税務についても理解がある、事業の経験も持ったことがある、その人までが入って、そのような審決なり、裁決なりをしてくれたんだから、もうおれは何も言うことはないものを入れて、一段と納税者が信頼を持つ、あの人までが入って、そのようなことが考えられてしかるべきではな

○村山政府委員 実はその点につきましても、税制調査会でもって非常な立場から議論が行なわれておるのをございます。一つの観点は行政機関の救済の段階でも、できるだけ第三者的なものにしたらどうか、こういう角度でございます。それともう一つは、お互いに時間もない。また費用のあらる、費用を使っても差しつかえない納税者ばかりではございません。そういう意味でこの両方の要請をあわせ満足するには現実的にどういう方法があるか、こういうことについて議論されなければなりません。第三者的なものに対するという意味で二つばかりございまして、一つはほんとうにやるのなら租税裁判所のようなものにしたらどうかという問題、それから今まで昔のようなものにしないで、あくまでも現在の行政機関としての救済手続によるのだが、一般的の民間の人を加えたらどうか、こういう問題、これは両方あったわけですが、第三者、納税者を加えるということは、これはシャウプのときにもすいぶん問題になつたわけでございますが、何分にも税法というのはかなり技術的な問題、専門的な問題でござります。その際いろいろ議論になりましたのは、戦前における例の調査会の現実の運営については相当弊害も出きておる、こういう点も考えられましたし、民間の人を加えるという意味

は、事柄の性質から言ってどちらもないのじゃなかろうか。それから租税裁判所の問題については、何といつてもテンポがおそいのと費用がかかりことが多いことと、その改正は大へんなことであるということでお見送りになつておるわけあります。それなら現実的な方法としてどんな方法があるかということになりますと、結局今協議会の制度を、運営においてはもちろんございますが、制度において第三者的で性格を一歩前進させるということ、並びに運営について若干の配慮が加えられるもののか、こういうことであつたわけでございます。調査会で議論になりましたのは、現在の法律では国税局長は協議会の議を経て決定しなければならないといふことは、絶るといふのはいかにも経ても違つた決定をしてしまひしつかえないごとく見えるから、少なくともそれは尊重の趣旨を出すと云ふことは第三者的な性格を強くするということであり、基づくくらいのところまで行かなくちゃいかぬのじゃないか。もとよりこれは行政官庁の一部でござりますので、よりということにはなかなか参らぬわけでございます。そこで行政機関としての限界があるわけであります、基づいてくらいのところでやつしていくことが現実ではなかろうか。さらに調査会で出ました問題といったましても、場合よつては、とても国税局に全部設けるというわけに入れて、ある典型的な例の御判断を得究になって、たとえば、これは官制によるというわけじゃないけれども、あるいは運営によつて良識ある人たちをいかないだらうが、国税庁の方で御研究になつて、たとえば、これは官制に

救済手続を遂行する意味においてある種の実行上の手がかりを得るという道もあるのじやないか。そういう道も、これは法律にはとても無理だらうけれども、運営上は必ずどんなものだらう、こういうような議論がありまして、これはわれわれ國税庁の方にもそれをそういう方向、そういう意見があつたということ、それからそういう問題について今後検討することはどんなものであらうかというようなことをよりより御相談しているわけでございまして、法律の改正いたしましては「議を経て」というところを基づいて」というところに、それらの問題を検討したあげく、こういう少しでも第三者的性格を出したいというのとそこまで持つていったわけでございます。

○細田(義)委員 他の質問者もあるそ

うでありますから、この辺で最後に一つお尋ねをしたい。と申しますのは、私ども、野党の皆さん方の活発な御議論にお願いをしておりまして、ふ

だん傍聴ばかりしておって、なかなか申し述べる機会がありませんので申し上げたいことは、他の面におきまして

は、法は国民全体に平等でなければならぬわけでありますし、そうなつてお

うものは必然的に当事者が必ずしも対等だと言ひがたいように、これは国

家の運営なりいろいろの点から考えま

して無理からぬ各國の法制に共通な点であります、どうしても権力規定と

いうものは、その受けける方の国民が弱い立場に立たれる、これが通例であります。そこで、この法の運用特に財産の一部を國家に奉納してもらうといふことが税でありますから、これをかけるという、この税法を運用する、こ

ういう人たちは非常な権限を持つわけ

であります。片方は、中には小さな会社なんかでは、率直に言いますが、も

うおれは専務とか社長はやめたい、一

年間に一ペん税務署に出されてやられる

のはとてもかなわないと社長なんか

要らない、こういうことを訴える諸君

さえあるくらいであります。これはむ

ずかしいことであります、国民に臨

み、納税者に臨むという態度は、先ほ

ど来申し上げたように、記帳せよと

いっても、恥をかいたりする方が簡単

でいい、書く方はどうも得手ぢやな

い、世上こういうことでござりますか

が、これはなぜこういう名称の変更が

行われることになったのかお伺い

たしたいと思います。

なかなか質問の機会がございません

から、国税局長官にもこういう点をお

願いをしておくわけでございます。

本日の私の質問はこれで終わりま

す。

○堀委員 そこで私しろうとでよくわ

かりませんが、みりんというのなら、

普通われわれみりんと言うておるので

すが、ここに本みりんというのがあつ

て、その次に本直しとあります、こ

れは一体どういうことでいう名前がつ

いておるのか、ちょっと御説明してい

ただきたい。

○村山政府委員 そこで私はその言葉の由来

はわかりませんが、みんな本みりん、

本直しと呼んでおるようでございま

す。本直しの方は、また俗に柳陰とも

呼んでおるようですが、酒類団

体等あるいは専門家の間では本みり

ん、本直しと呼んでおります。特にみ

りん直しということもなかろう、やは

り通常の言葉に従つてやつたといふこ

とでございます。

そこで、そこまで参りましたのでも

う一点伺いたいのですが、これは国税

府の方にお伺いをいたしましたが、昨

年でございましたが、名古屋国税局と名

古屋県立工業試験所でございましたが、

何かそういうところからみりんのアル

コールの度数は現状の十三度ぐらいの

ところではどうも少し安定でないとい

いますか、今の味が変わるといいます

か、そういうおそれがあるといふよう

な、何か上申書というのですか、証

明書というのか、そういうものが国税

局に提出されておるや聞いております

が、その間の実情をちょっとお伺い

いたいと思います。

○上田説明員 名古屋、国税局管内に

は、御承知のようにいわゆる旧式み

んの業者が多いのであります、その

方たちの御要望として、現在われわれ

ここで言葉ですぐわかるように本直し、

しおちゅうを入れたというところか

らこの本直しという言葉が発生したと

いう説があるということをございます。

する中でちょっと重要な問題だと思う

わけであります。それは本みりんと本

直しと二つあって、本直しというものが

出でた経緯は、おそらく今は主税

局長がお答えになつたように、みりん

が腐敗をしそうになる、そこでアル

ゴル分を添加することによって腐敗

を一つ除こう、まあ腐敗するのを防ご

う、こういう考え方で、経過的には、

本直しというものがそういう現象的な

面のつながりで出てきたのだとい

うを一つ除こう、まあ腐敗するのを防ご

の方で指導いたしております十四度未満というような度数のみりんでは自潤を生じやすい、従って十四度をこえ

る、十四度二、三分のもので出さしてほしいという陳情書が参りました、名古屋局ではどうしたものだろうかとい

う上申書が参りました。

○堀委員 工業試験所の方でも何かそういうことに対して意見が出されておったように聞いておりますが、それは国税局までは届いておりませんで

しょうか。

○上田説明員 私の記憶いたしておりますところでは、試験所と、いろいろの陳情とか上申は来ておりません。ただ、私たちの方では、名古屋局の

そういう意見に対しまして、私たちの方の醸造試験所の先生方にその由を確

かめたことはござります。答えは二、三分の違いで異なるというようなことはないという答えでござります。

○堀委員 酒類というものが、今、度数を非常にやかましく、いろいろお話を

が出ておるわけですが、本みりんとい

うものはこういうやかましい税制が行

なわれる前は、大体どのくらいの度数が慣行上作られておったとか、そこら

はおわかりであります。

○上田説明員 先ほど申し上げましたように、從来は税法でも十三度ないし十五度というものが一般市場に出るみ

りんと考えておったようあります。それで私たちが調べましたところでは、十三度台で出ているのが主であつて、従つて、行政指導としては十四度未満ということで行政指導をしてきました。

○堀委員 そこで十三度より十五度の幅で過去には大体出てきておった、そ

れを十四度未満に抑えなければならなかつた積極的な理由は何でしょうか。

○上田説明員 現行の税法によりますと、十五度をこえる場合には税金をおつたように書いておりますが、それ

は国税局までは届いておりませんであります。十三度と十五度の間に二

度ほどのアローランスを置いてあつて、そのまん中あたりを中心とした方

がいろいろな違反や何かの問題が起らなくて済む、そういうような題旨で十四度未満というところで行政指導し

たように私は承知しております。

○堀委員 今の御答弁で十三度から十五度まで区切られて、十五度をこえる

と一度ごとに一万二千九百三十円とか

を取るというのが現在の税法でござい

ますね。そうすると今の御答弁では、そ

の中のちょうどまん中の十四度のところをとる方が——あまり上に出る幅が

あるから、その点で十四度をとったの

だろ、こういうお話をですね。それで一

応そういうことになりますと、行政指

導としては十四度未満のものを出すよ

うな指導が過去になされておったわけ

ですね。そうしますと、私の御答弁

がよくわからないのですが、十五度ま

でみりんの今の法律では十四万円に

なっておるわけですね。それをなぜ十四度までにしたかというと、十四度九分というようなものが出でくると、場合によつては十五度をこえておるわけですね。これが最高で、その次にくらべ一度のアローランスがあるのです。これが最もかかると理解いたしましたが、一度刻みになつておる部分は、現在の法律の中で、このみりん以外にあります。かく最近までやりになつたのは、一度のアローランスが二度の加算税率を適用しておりますが、アローランスとして認めておりますのは、みりん以外でも、酒もそうでござります。その加算税率を適用しておりますが、アローランスとして認めていますのは、みりん以外でも、酒もそうでござりますし、合成もそうでございますし、すべて二度のアローランスということです。これはごく最近までやりになつたからそういう基本方針は国税庁では長くあつたのであります。

○堀委員 これはたまたま名古屋から出てきたから御変更になつたが、一つの基本方針のよう理解してよろしいですか。

○原政府委員 そう御理解いただきたいのですが、一体アルコールの度数——私ちょっと調べてみたのですけれどこうだと思います。ただそういう場合に二度の幅というものがいいのかどうかというようなことについては部内では相当議論があつたということを記憶いたしております。それから度数を二度の幅というものがいいのかどうかというようなことについては部内では相当地議論があつたということを

けつこうだと思います。ただそういう場合に二度の幅というものがいいのかどうかというようなことについては部内では相当地議論があつたということを

記憶いたしております。それから度数を二度の幅というものがいいのかどうか——しかし度数と税制の関係は必ずしもびつと並んでいないのが現在の酒類の税制の実情ですが、そこで酔うための飲料としての酒類といいまして、それがアローランスが二度あるいは〇・コントラ度と、〇・一度あるいはアルコールの度数できます。だから、

密に確認できるかどうかということも問題でありまして、私もテクニカルなことは必ずしも強くありませんが、現在の生産方法に適合しているとい

うことでございましたので、法律上は十

五度まで出せるものを行政指導で十四

度で無理して抑える手はあるまいとい

うことと、十四度二、三分を認めまし

た。

○堀委員 どうも私そこがよくわから

ないのでですが、法律で十五度までに

なっているのをなぜ過去に十四度未満で押えたかという積極的理由は、実は非常に薄弱なんです。しかし私は、國

税庁が長年の方針でおやりになつたこと

とで、どうやら理由があると理解いた

しております。長官よろしいでしょ

うか。名古屋からそういうものが出て

きたけれども、出る前はともかくも、十五度のところでびしつといくのはど

うもうまくないから十四度でとめておけば一度のアローランスがあるのです。多少オーバーしてきても十五度をこえ

るという意味で十四度に行政指導してき

た、これはごく最近までやりになつたからそういう基本方針は国税

庁では長くあつたのであります。

○村山政府委員 きょうは通則法だけだと聞きました、今資料を全部持つておつたからそういう基本方針は国税

税のバーセンテージじゃないかと思うのです。これが最高で、その次にくらべですね。これは減税率として約五

十何%、ちょっとよく計算できませんが、お答えいただきたいのですが、一

度これが今度の酒税の中の最高の減

税率のバーセンテージじゃないかと思

うのです。これが最高で、その次にくらべ六万七千七百円に、減税率になる

からです。これが減税率として約五

十何%、ちょっとよくわかるわけです。そこで一つお伺

いをいたしたいのは、今度みりん甲類は現在十四万円の課税が本みりんに

なつて六万七千七百円に、減税率になる

からです。これは減税率として約五

十何%、ちょっとよくわかるわけです。そこで一つお伺

いをいたしたいのは、今度みりん甲類は現在十四万円の課税が本みりんに

○村山政府委員 これはむしろ各酒類
ことにどれを最も減税する必要がある
かというところから実はスタートした
わけでございます。そしてそれは小売
価格で単位当たり容量で幾らくらい下
げることを目標にするかというあたり
から出発していったわけであります。
それで、たしかしうちゅうの場合は
今ちょっと表を持っておりませんが、
そういうふうに一升当たりの単位量で
ずっとやりまして、そしてその減税率
がいわゆる大衆酒といわれるものが最も
強くなるように、そしてその絶対額
をある程度想定いたしてやっておるわ
けでございまして、それで結果的に出
てきておるということでございます。
今の本みりんのところは本直しの方の
税率から、これはみりんとしうちゅ
う二対一の割合で出しますものですから
ら、しようちゅうと本直しの方がきま
りますと、これは算術計算上みりんが
出てくる、こういう計算で機械的に計
算しておるわけでございますね。

○堀委員 そうすると、みりんの減税
は、しょうちゅうの減税がまず先にき
まり、その次に本直しの減税率をそれ
にバランスをとって直して、それから
結果的にみりんの減税が出てきた、こ
ういうわけでございますね。

○村山政府委員 まあ算出過程で申し
ますとそういうことでございますが、
みりんそのものという性質も同時に考
えて、その結果的にそれでいいかどうか
かという点も見ておるわけでございま
す。

○堀委員 そのみりんの性質はどうい
うふうにお考えになつておるのであり
ましょうか。

○村山政府委員 調味料にも使われるが、本直しの材料にもなる、それでアルコール度数は今のところ十三度から十四度くらいのものである。それを飲めばやはり多少酔う……。

○堀委員 そこで、ちょっと伺いたいのは、私はここがよくわからないのです、ですが、本直しという酒類は、これは本直しとして出ているのだろうと思うのですが、みりんはみりんとして出でてる。本直しは本直しとして出でる。そうすると自分の家でみりんを買ってきて、しようちゅうを買ってきて割つて飲むというのは別ですけれども、本直しといふものはみりんとしようちゅうが入っているからどうということではなくて、それ自体一つの——本みりん、本直しとここに皆さん名前を違えてつけておることが、そこが私一つの酒類だと思いますが、どう解釈していいでしょうか。

○村山政府委員 みりんの中の一つの品目に、前は類別でございますが、みりんを分けまして本みりん、本直しと、いう品目になります。

○堀委員 そうすると、本みりんと本直しとは品目としてみりんの中に二つあるわけです。だから、今ちょっとおっしゃった中で、本みりんにしようちゅうを入れて飲むかどうかということは、これは別の問題であって、私はみりんはあくまでみりん、本みりんは本みりん。だから、今アルコールがあつて飲めば酔う、これは十三度ありますから飲むとちょっと酔いますが、本みりんというものを、さつき私が言つた酔うためのアルコール、酒として、一休日本人は慣行上飲むかどうか、そ

○村山政府委員 みりんだけを、酔うために飲むということはないだらうと想います。

○堀委員 私もそうだと思います。飲用として使う場合は、おとそに使うのが精一ぱい、あとは加工材料として使われるでしょうが、そのものは飲かない。そうすると、さつきおっしゃった、みりんの性格を配慮してといふことは、調味料としての性格を配慮したこと、なほとがほとんど大部分になる。今のお話をすと詰めていくと、そういうふうに受け取ることになつてくるわけですが、どうでしようか。

○村山政府委員 調味料としての性質もあるし、本直しの原料として用いられるという性質もある。この二つで、しかもアルコール度数は十四度くらいである、こういうことでござります。

○堀委員 ちょっとそこがどうもわからぬですね。本直しの原料として、おっしゃるでしよう。しかしほんの品目としてはあるのだから、本直しと同じくうなものを作る意図を持つて、みりんをまとめるときの原料料となる。こういうことであって、本直し自体は製品なんだから、われわれがみりんを買ってきて、本直しを作るとはしないと思うのです。本直しといふのは、あなたがおっしゃったように品目ですかね。これは本直し用のものを作る場合と、こういうことになるのじやないです。

○村山政府委員 しょうちゅうはしようとつておきたいのです。の邊からちよつと伺つておきたいのです。

○堀委員 私が申し上げておるのは、それを作るところは、出荷する以前か以後かということなんです。ここはこういう税制になっておるのだから、本直しを作る前提の段階として、なるほど本みりんは使われるかも知れません。われわれがまず合わせるのじゃなくて、業者の中で原料として使われてくるかも知れないけれども、使われたものはみりんとして使つたとしても、あの方の方は、さっきのお話でいくと、しょうちゅうの基準をきめておいて、本直しの基準をきめておいて、その基準をきめてからみりんがきたのでしょうか。価格の形成の過程を言うと、こというふうにきているのだから、そうすれば、考え方として言うと、本直しの主体は、あくまでも、本直しというのは一つの酒として作られる、価格形成される部分があつて、そりんの方からスタートしていいところだけはわかつておるということになると、みりんは添加物としてはさるけれども、本直しの主体は、あくまで、私はしようちゅうだと思うのです。今のおあなたの積算の過程を見ると、ショウちゅうの価格があつて、それについて見合ふ本直しの価格を見て、もちろん調味料その他の性質を加味したとおしゃつたが、積算の過程は、そういうことできたということは、土台がしおらうちゅうで、そこでバランスを見て、そしてその次にみりんへと、こうきたのだということは、やはりあくまで本直しというのは、本みりんの中の品種によってもあっても、この過程としての土台は

私はしようとうちゅうだ、それにもりんが添加をされておる、もりんの方へしようとくうを添加したものじゃない、今の価格形成の過程を聞きますと、こういうふうに私は理解するのです。

○村山政府委員 さつき申し上げましたように、本直しというのはもりんの中の一つの品目である。そうすると、本直しと全然種類を別にするところのみりんというものと、種類を別にするところのしょううちゅう、この混合物を、みりんの一つの品目として本直しと呼んでおるわけでございます。そこで、今の本直しとこういっているのは、もちろん想定しているのは、製造所を出る前にそれが混合されて、一つの本直しとして移出され、販売されることを考えているわけでござります。一方消費の直前で、消費者がまぜて飲む、これが製造品かというと、これは製造からはずしております。カクテルを作る。お前は酒を製造したじゃないか、こうは申しません。御案内のように、今の本直しというものは比較的簡単なものでございまして、消費の直前に製造して、やはりそれを飲む人もあるわけでございます。昔のおばあさんが飲むそうでございますが、それは商品として出しているわけでござります。そこで、庫の中でもって作れば本直しとしての税金がかかる。そういう関係がございまして、消費の直前で本みりんとしようちゅうとまぜても、やはり本直しができるわけでございましょう。しかし、これはいわゆる酒類の製造とは見ないわけであります。従つて、課税する段階として考えてみると、その原料になる本みりんは、庫出しのときしかないわけです。そういう意味

で、やはり本直しといふものは、みりんなどとしようちゅうをませたものに違ひないけれども、税率の盛り方のときに、なぜそういう計算をしているかといふのは、今言つたように、庫の中でもってませた場合、それから消費直前でませた場合、おそらくその負担のバランスを考えておるのだろうと思います。しかし一方みりんといふものは、調味料にも使われておるという点を考えまして、度数の割合には比較的安い税率で、そして減税率なんかも一番強い減税率。これは三十四年にも減税いたしましたが、そのときにも、たしか半分くらいにしたわけあります。

○堀委員 私がここを非常にこだわっておりますのは、本みりんといふものは、今の酒類の全体の姿から見まして、ざっくばらんに言いますと、本来酔うための酒類ではないということを言いたいわけです。結局しようとるのは味がないから、それに非常に濃いエキス分を持っているみりんを少し加えることによって、比較的安価に酒に類似した、酔うための酒類を飲むと、いうことに、これは私は習慣上なってきておるということだと思うのです。そうすると、料理に使うにしても、あるいは酒の方の飲料に使うにしても、調味料的な役割が主体であって、本来それ 자체では、酔うための酒類といふ性格は、きわめて乏しいということを確認したいということなんですが、どうぞよろしくお願いします。

す。御案内のように、やはり好き好きだという人もございますが、それぞれ所要の税率を好む人もございます。リキュールのようなものが一番好きだという人もござりますが、それは味だけだから飲料とは関係がないといふことは言えないでございます。ですから、本直しの中のみりんは、それは味つけだから飲料とは関係がないといふことは言つたまでも、エキス分を高くした方が好きだという人もござりますので、その味をつけてある。だから、やはり本直しといふものは、そういうエキス分の高いものをさせたような味の飲みものだということに、統一的に考へるよりしようがないかという感じがいたします。

○堀委員 私は、もちろんアルコールが十三度も十四度もある液体ですかね、これは飲めば酔う、酔うためには飲めないけれども、飲めば酔う、こういうロジックが成り立つと思います。だから、その意味で酒税法の中で規制法をしなければならぬということについては、私はそれでよろしいと思いまして。ただ、私がなぜそういうふうに非常にこだわっておるかというと、みりんというのは、その他の酒類に比べると、ちょっと趣を異にしている点が第一点であります。

そこで、そこまで参りまして、いろいろとみりんを作つていらっしゃる方の内容を調べてみたのですが、ちょうど局でも国税庁でもけつこうですが、みりんの業者というのは、非常に大きい

ところと小さいところがあるようですが、ちょっとときのうちも私お伺いしてよくわからぬのは、全体のシェアの中で六割を宝が持つておる。約一割三分くらいを野田が持つておる。その他は非常に小さいけれども、さらにその小さなのが二一%ほどあるのですが、この二一%というのは大体どのくらい平均作っているのか、一場当たりで大体どうなるか伺いたいと思うのです。

○上田説明員 この小さい二一%をおっしゃいました業者が現在多く集まつておりますのは木曾川の流域と知多半島の付近でございますが、半田近傍のみりん屋さんで二十石とか三十石とかいう大きさめて小さい業者の方がおられるようでございます。

○堀委員 そこで最近のみりんのふう方ですね。醸造量のふえ方は大体過去三年くらいの間はどの程度にふえておりますか。

○上田説明員 手元に三十五年からの計数がござります。三十四年もございますが、三十三年から申し上げます。三十三年が一万キロリッター、同じく三十四年も一万キロリッター、それから三十五年になりまして、一万一千五百になります。三十六年が一万一千五百になります。以上のような伸び方をいたしております。

○堀委員 これで見ますと、他の酒類が非常にふえておるのにかかわらず、みりんというものはほとんどふえないと云ふ。三十五年、三十六年約一割くらいが三十三年から三十五年くらいの間に大きいかところであります。

て、小さいところはますます小さくなつて、大きいところではないかと思ひます。が、そのシェアの動きはわかりますでしょうか。
○上田説明員 現在のところ残念ながら手元に持っておりません。
○堀委員 わからぬい部分はまた木曜日にもう一回伺いますから、そのときにお答えをいただきたいのですが、大体非常に零細な業者が多い。生産は伸びていない。そして片面では宝と申すか野田という非常に大きな総合的な企業がそこへ出てきておるということになりますと、やはり私はその今あるこれらの方針で全部が一度刻みになつておるのではないか、かよう思つわけです。そこで実はこれまでが二度刻みになつておったものが今度はいろいろな方針で低い方も幾らでも低いものもあり得るし、高いものも幾らでも高いものがあるという税制の体系になつておるような感じがしますが、さっきのいろいろな論議をした結果、大体みりんといふものは過去における例から見ても、現実に行なわれておる例から見ても、十三度から十五度の間のものしか大体見てないのぢやないかという感じがいたしますが、この点はもう一回ちょっと確認をしておきますが、過去の長い歴史の中、現在はもちろん制限されておりますからそういうもののはなかつたと思いますが、どうですか。

○上田説明員 最近市場を調べましたところ、大体十三度五分くらいから十四度二、三分程度までの間に分布いたしておりますして、もちろんこれは從来の指導方針が十四度未満ということを検討してやつておりましたために出ているのがそういうことになつていてもしませんが、大体その間で出ておつたように思います。

○堀委員 そこでさつき私が長官にお尋ねをしたのは、アローランスが一度あるということは比重計で調べるのかどうかわかりませんが、アルコールの度数を調べるのに誤差が少しあるから一度くらいのアローランスは望ましい、こういうふうにおっしゃったわけですが、今度一度刻みになつてくると今おつしやつた話とつながらなくなってくると思うのです。要するに、十三度から十五度までの過去における法律でアローランスがあつたときに、それを十四度のところで抑えたのは一度上のアローランスを見る必要があつた、正確には〇・五くらいは働くこともありますですから、そこらが非常に不正確だからそういうふうに下目に行政指導したのに、今度一度刻みになつてきたら、これは十三度九分のものを作らうと思つてやつたら、実際は十四度二分になつておるけれども、比重計が逆になるとか、これは一度刻みに税率として〇・五%のあれも起こり得るそのばかり方になると、ちょっと私はこれまでの国税庁の行政指導の方針と、今一度刻みにした問題とつながらない

たところを、宝と野田が二つで競争する。一つが中小相手に競争するときは、私はまだいいと思う。大きなものが一つあって、あと小さいものだけならまだいいのですが、大きいのが二つで、この二つが、それこそ今長官のおっしゃった過当競争的なことをやれば、このあたりを食って、そのあと社会の状況からいって私は当然だというような感じがする。そこでこの人たちはどういう方向に活路を見出しておるかというと、この間、佐藤さん、これは御出身地のことでお詳しいようあります。酒かすで何とか息をつないでおるということになりますし、国税部長のお答えも、完全にしばり切らない酒かすを使うことによって、どうやらその人たちとしての生きていく道を考えておられるらしい。これは私は、今の中小企業のあり方として一つの方向だと思います。大手が本みりんだけで競争してくるときに、とうてい本みりんでは競争できない。そういうふうにしてやっていくためには、先ほどの要望があるて、皆さんの方は、十四度をこえるみりんを作つてもいいんだということを了承なすたのは、その必要と経過に対して、国税庁としても理解を示されたことと思うのですが、そこまで理解を示されたのならば、十三度、十四度という一度ぎみのところが、十三度五分未満それからみりんというものを、できれば十三・五度から十四・五度というこれまでの

二度幅のものが圧縮をされて、この一度幅におおむねみなが入るようになつてもらつたらどうかという気持がするわけですが、そこらについて、これはありますから、收入上大して問題はないのぢやないかと思いますが、その点に対する主税局側の見解を一つ。

○村山政府委員　おっしゃるように、従来基準度数が、みりんに限らず合成清酒、新清酒、これはそれぞれの級のあるものにつきましては級ごとに定められているわけでござります。先ほど申しましたように、ある基準度数をこえる場合には、従来は二割増しの税率をとりますので、検定等の問題があつてアローランス二度という安全率を使っておりました。今度はそういうアルコール度数の強いもの、むやみやらたらに均質にする必要はない。嗜好の問題でございます。蒸留酒の方はかなり強いやつが出ておるわけでございます。醸造酒が、そういうふうに特に禁止的な、あるいは加算税率を盛らなくとも、それはおのずから需要供給が左右するであろうということで、そこはフリーアルコール度数はこれ以下にいくとどうも腐敗のおそれがあるというところは——それはしかし作っちゃいかぬとは言わぬ、だからそこは最低税率といふところで、腐敗のおそれのあるようなものなどを最低度数をきめているわけでござります。その間は、すべて一度当たり当該酒類については同じ税率の様の変化を示すか、この点は予測

できませんので、全体としてフリーにしようという考え方で基本的にはそういうわけでございます。

それから基準度数をどうするかという問題がございましたが、これはなかなかわかりません。わかりませんのと申しますと、酒も含成酒も率直に申し上げますと、酒も含成酒もみりんも従来の度数をそのままとったります。それをはずす場合にも、本来適用する場合のやつが別の意味で二度のアローバンスをおいているわけであります。それをはずす場合にも、本来考えられておる基準度数をそのままとったということとございまして、これはおそらく度数を変えるということになりますと、おっしゃるように、酒はアルコールの性質、酒類の性質と度数、こういうものできまつて参りますので、従来のものをとったということをございます。

○堀委員 私は、経緯はそういうふうにおとりになつたことはわかるのですが、結局今ちょっと触れたように、みりんの業界というのが非常に大きなかれておる。これは主税局よりは国税庁の方のこととしようけれども、やはりそういう中小企業を激しい競争の中でやはり立ち行く道も開いてやるということが、私は監督官庁としての親心ではないかと思うのです。そうすると、ただそういう親心を示すについても、酒税全体のバランスを著しくくずすようなことがあってはこれはよくないと思います。税収源が著しく減るようなことをとりはからうことも私はこれはどうかと思う。しかし現実の問題として片一方一度きぎみにしたからといふことで、一度きぎみというものを

一つのルールとするならば、そうすると、その税率の区切り方のところが過度だつたから十三度、十四度、十五度にならなかった。これは現実の状況が先ほどからちょっと触れておるよう十四・二度とか三度とか、ちょっと十四度を上回るもので、今そういう中小業者として自分たちの生きる道を開拓する方法として出てきておるときに、この度数きざみになると、要するに中小が自分たちの道を行こうとすれば高い税率を払わなきゃならない。みりんだけでいけるものは安い税率でいける、こういう格好がここに生じてくる問題点があるわけなんです。そこでこの問題を、どういう形でもいいと思うのですが、十三・五度から十四・五度、十四・五度から十五・五度という一度きざみの問題の考え方がありましょうし、あるいは先ほど私が触れたように、これは主体は調味料的なもので、これは酒に使う方よりも料理に使う方が多いと思うのです。大体主税局はどのくらい見ておられますか。料理に使うみりんと飲用に使うみりんとの比率はどのくらいですか。

十四・五度、こういうふうになれば、今の中小の諸君が自分たちのスタイルで生きていこうという道も、本みりんだけで大手がやるものも一つのワクの中に入って、そこでならみりんとしての競争もでき、それからみりんにして売る方向としても、この零細なるみりん業者が今後伸びていく道も確保できるんじやないか。それで税収源で見るに必ずしもそこで〇・五度が動いたから減るのはなくて、現実にはその間へみな入ってくるということにならぬのではないかという気がしますが、その点はどういうふうにお考えですか。

は検討に値する問題ではないかと思います。

○堀委員 そこで、主税局長がそう言つていただいたので、今ここへ法案が出てきて、今すぐそれを修正をして下さいと言つても、ちょっとこういふ部分的な小さい修正ですか私無理があらうかと思います。その点は実際的な経緯の中で私どもがもっと早くこういう事情を知つておつて、税制のできる経過の中で御相談しておれば、あるいは御相談もできただかと思つますが、何分にも時期的に非常にタイミングを失つておられますから、その点は一つ来年度の通常国会等に、やはり零細なるみん業者が切実なる要望として考へる事でもありますし、中小企業対策の一環として、それからこういふりんの特殊的な用途の面から見ても、必ずしもほかの酒類と全部が同じでござらぬということではないのではないかという点を十分検討いたい、あとそれに付属して、実はこれは業種が小さいものですから、国税庁でも詳しいみりんの資料があまりございませんね。私もうちょっとたくさん、製造数量がどうで、過去のシニアがどうだといふことを伺おうと思つたけれども、どうも資料があまりないようです。これはもうちょっと親心を持つて零細なものであればあるほどよくお調べ願つて、この人たちの実態をよく把握して、今度の税制改正のようなどきには、業界の諸君に対しても、今度はこうなると君らこれでいいかということを聞いてやつていただくぐらいいの親心を持つていただきたいと思うのです。これは、今非常に大きな宝や野田が競争するあたりを食つて、ます

ますシアが小さくなろうとしておるます。諸君の立場でござりますので、その点も重ねて要望いたしまして、国税庁と

主税局で一つ来年度に対する宿題として御検討をいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○小川委員長 藤井勝志君。

○藤井委員 私は、先般特殊な条件に置かれた中小企業問題として、たまたま酒税法一部改正の法案が出ており、その関連として質問を申し上げたわけですが、きょうはそ

うでございますが、きょうはそ

しておりますから、その点は一つ来年度の通常国会等に、やはり零細なるみん業者が切実なる要望として考へる事でもありますし、中小企業対

策の一環として、それからこういふりんの特殊的な用途の面から見ても、必ずしもほかの酒類と全部が同じでござらぬということではないのではないかという点を十分検討いたい、あとそれに付属して、実はこれは業種が小さいものですから、国税庁でも詳しいみりんの資料があまりございませんね。私もうちょっとたくさん、製造数量がどうで、過去のシニアがどうだといふことを伺おうと思つたけれども、どうも資料があまりないようです。これはもうちょっと親心を持つて零細なものであればあるほどよくお調べ願つて、この人たちの実態をよく把握して、今度の税制改正のようなどきには、業界の諸君に対しても、今度はこうなると君らこれでいいかといふことを聞いてやつていただくぐらいいの親心を持つていただきたいと思うのです。これは、今非常に大きな宝や野田が競争するあたりを食つて、ます

うのであります。私は岡山県の出身でございますが、岡山県の場合なんかは大体五〇・六%ぐらいはおけ取引を

やっておるわけでございまして、そういう意味では今度はフリーにあって、制度的には承認が要らないと

いた業者の人たちからいろいろ聞かれておるわけでござります。しか

ほど申し上げましたような事情を考えると、従来もそうであります。今後

の税務行政の重要なウエートを占め

ております。一千三百名の業者のうち大

石三〇% 石数にして五十四万石とい

うものがおけ取引において行なわれておる実情であることは御承知の通りであります。一般的他の商品に

おいてはどうかというようなことから考

えますと、酒のようなものを作つてお

うのと底意と申しますか、それを感じて非

常に心配をするわけでござります。こ

れは従来の習慣、慣性という意味では

少なくして、起るべくして起つた取

引習慣であるというふうに受け取るべ

り、その関連として質問を申し上げたわけですが、きょうはそ

しておりますから、その点は一つ来年度の通常国会等に、やはり零細なるみん業者が切実なる要望として考へる事でもありますし、中小企業対策の一環として、それからこういふりんの特殊的な用途の面から見ても、必ずしもほかの酒類と全部が同じでござらぬということではないのではないかという点を十分検討いたい、あとそれに付属して、実はこれは業種が小さいものですから、国税庁でも詳しいみりんの資料があまりございませんね。私もうちょっとたくさん、製造数量がどうで、過去のシニアがどうだといふことを伺おうと思つたけれども、どうも資料があまりないようです。これはもうちょっと親心を持つて零細なものであればあるほどよくお調べ願つて、この人たちの実態をよく把握して、今度の税制改正のようなどきには、業界の諸君に対しても、今度はこうなると君らこれでいいかといふことを聞いてやつていただくぐらいいの親心を持つていただきたいと思うのです。これは、今非常に大きな宝や野田が競争するあたりを食つて、ます

的未納税移出がきくということに酒税法で規定しておるところでござります。今長官の方からの御答弁によりますと、とりよによつては私が心配しておったような取り扱い方をやはり考

えられるだけなくして、これを正常な取引のルートに乗せるべく努力してもらひ、こういう考え方方に立つていただきたい。もちろんそういったお考え方方を國税庁でもお持ちになつておる反面は私もよく承知をいたしております。すなわち、いわゆる大メーカーとの協力

○藤井委員 私の質問の起こし方がちよつとまずかったようでござります。今長官の方からの御答弁によりますと、とりよによつては私が心配しておったような取り扱い方をやはり考えられるだけなくして、これを正常な取引のルートに乗せるべく努力してもらひ、こういう考え方方に立つていただきたい。もちろんそういったお考え方方を國税庁でもお持ちになつておる反面は私もよく承知をいたしております。すなわち、いわゆる大メーカーとの協力

關係が大きなメーカーの下請をやつております。ちょうど私の出身の岡山県の井原市あたりの小さな規模の機屋さんは、大メーカーとプロダクション・チーム、協力工場という名のもとに仕事をやっておりまして、できた製品は

大きなメーカーのマークをつけまして市場に出ておる。こういったことが非常にスムーズに行なわれておつて、製

品もいろいろ銘柄がそのときどきに変わつてくる。こういったものはやはり小さな規模の業者がおののおのの特徴を生かして作り上げる。それを大きな

メーカーがまとめて市場に出す。こういったことで、やはり起つて得べくして起つておるという事情になつておるわけ

ございます。この点は、そういったおけ

売りは不正常な取引であるからこそできるだけなくしようというよう

な考え方ではなくして、これを正常な取

引のルートに乗せるべく努力してもらひ、こういう考え方方に立つていただきたい。もちろんそういったお考え方方を國税庁でもお持ちになつておる反面は私もよく承知をいたしております。す

なわち、いわゆる大メーカーとの協力

決されておる、こういふような考え方を私は持つておるわけでござりますけれども、そういうおけ取引が乱立して過当競争をしておるわけでござります。このようなこととも倒れといふようなことも円滑に解

見を承りたいと思います。

○村山政府委員 この点は国税庁の方から答えていただいた方が適当である

見を承りたいと思います。

○藤井委員 制度的に全然関係ないですか。

○村山政府委員 制度の上で、これ

は通常酒類の原料として使うというこ

とでございまして、従来は承認価格にかかるおつたわけありますが、今

度は承認によらないで申告納税制度を

とつておりますので、申告により自動

関係ということで、去年であります。が始められた中央保有米の特配と申しましょうか、そういったことによつて大メーカーと長期契約をやるという約束があれば、中央保有米の配分についてそれだけ有利な取り扱いをするという方法をおとりになつておつたようですがさいますけれども、これが今度の増産計画で全くほごになつてしまつて、せつかくそういう線に沿うて、中小メーカーもみずでん売りというような格好ではなくないから、まとめた線に取引をする取引のルートを一つ作つたわけですがさいますけれども、結局大メーカーが自分で石数があえたということで、長期契約といったものを全部白紙に返してしまふということになつたことは、これは皆さん方すでによく御承知であると思うのであります。こういうことになつてくる事実の上に立つて行政指導をされなければ、解約を受けた中小企業者は、現在非常に困っております。この間隔りまして聞いた話でありますが、最近の様子では、結局連賃持ちで二十度換算一升当たり百三十五円、しかも三ヶ月手形という取引、これは全く原価を割るような状態であります。従つてこのような悲惨な状態に現在置かれておる地方の中小酒造業者、おけ取引を五〇%もやつておる地域、これは岡山県のみならず、愛媛県もそうでござります。山口県はやや少ないようでござりますけれども、そういうたたかれた状態があることに對して、どのような対策を講じられておりますか、またこれから講じられようとも、どうぞよろしくお聞かせください」と思つておられます。

○上田説明員 問題は一つあるかと

○上田説明員　問題は二つあるがと
思います。まず第一の受け取引を系列化、あるいは技術指導のもとに持っていくこと、これがなければ、あるいは持っていくことを奨励したような方策をとりながら、実際はそうならなかつたというような御指摘でござりますが、実は御承知のように中央保有米の問題につきましては、メーカーの皆様のできるだけたくさん作りたいという御希望の一つの解決方法として、そういう形での受け取引につきましては他の受け取引よりもよく見てあげたいたいというのがあのときの考え方であつたのであります。しかしその際は、まだ新しい三十六酒造年度の生産計画といふものも固まっておりませんでしたし、その後の情勢は、御承知のように米も潤沢でござりますし、また生産数量につきましても相当な数量伸びることにそれぞれの業界の御了解も得ましたので、新しい方法を採用いたしまして、自分の能力に応じた生産をしていてただくということで、三十六年度の生産計画ができたわけであります。従いまして、自分がどれだけ作ってどれだけ売れるかということは、お受け取引の方に限らず、各メーカーが自分でお考え願つて、それによって生産のようになりますので、生産数量がどうかいうのじゃなくて、経済的な機能を果たす限りにおいて受け取引は十分認めらるべきものだ、かように私は考えておりますので、そのような意味で、お受け取引をやることがよけいもう

かるとか、あるいはびん売りをする方がよけいもうかるとかということは、本来経済法則としてあるべきじゃないので、酒を作つて売る場合に、その利潤はびん売りであろうとおけで売るうらとほとんど一致するという形が一応の経済の原則かと思つております。

第二の問題に移るわけであります。が、従来は酒の生産数量が少なかつたために、むしろそれぞれのメーカーが自分で作りたくても作れない、人のものを買って自分のマークで売らざるを得ないというような情勢があつたわけであります。それがことしは大きな割合で解消いたしまして、大体自分の作りたい酒を自分で作つて売るという形が強く出ておるのであります。従いまして、各メーカーといたしましては、従来は自分の実績をふやすことによつて次の年度の酒をよけい人よりも作りたい、そういう実績をさせざたいといふ意味で、おけ取引が相当買う人も多かつたし、売る人も値段がびん売りよりもむしろ割がいいという意味で高く売れておつたのが実情であります。それで高い場合には、先ほどのよう二度原酒で二百円とか百九十九円とかいう高い値段がついたことがあるようであります。しかし現在は先ほど述べられましたように、百三十五円という点は私たちの計算では若干疑問があつて、昔の百八、九十円あるいは二百円しておつたころに比べると、もしあればひどく少なくなったということになりました。従つて去年、一昨年のころと比べますと、おけ取引の

○**齋井登記** 現在おけ売り相場の下落した事情につきましては、むしろ私より専門家の開発部長の方のほうも元々

類業界特に清酒業界については外郭団体があつて、それがまとまって中央会議組織を作つておる。それと大蔵省の間税部とは絶えず密接なる連絡を保つながら過去においてずっとやつておられ、今後もやっていかれるのだと想いますが、そういったまとまつた外郭団体とも称すべき清酒業組合中央会議が、大体三十七年度の生産石数は全体の需要に立ち合わせてこれくらいのところだという線を出しておつた。ところが大蔵省の方では、まだまだそれよりも需要が伸びるといったようなことで、それが今度のおけ売り関係の相場が下落したということにも非常に影響があるというようなことを數字的にいろいろ私はその筋の人から聞かされたわけでござりますので、これについて問税部長としては、そういったことが原因であったかどうか、あなたの御見解を承りたいと思う。

○上田説明

○上田説明員 先ほども申し上げましたように、従来は酒が不足ぎみに作られておった、従つて、できるだけ自分を伸ばすためには、人の酒を買ってでも売りたい、という現象があったことは御承知の通りであります。従いまして、おけ取引の方の数量が少なければ少ないほど、おけ取引が有利になると、いうことが従来の例でございます。ところが、今回はおけ取引の方でも、自分がよけい作って人にはよけい作らせない、そういう形ができれば一番いいわけですが、今度は皆さん方が、自分の能力に応じて、あるいは自分の希望に応じて、ある程度までは、たとえば平均いたしますと大体一割七、八分から一割くらいの増産ができるという形の生産方針をとりました。そのような場合に小業者であればほど、今度は伸び率は三割くらいまで希望すればできるというような形の生産方針を打ち出しました。これは従来あまりにも自分が作りたくても作れないと、いう現象が強かつたために、そういう現象となるべく少なくしたい、自分の判断で自分の能力に応じた酒を作らしてあげたいということで、今度の生産方針をやったわけであります。それが集まりまして、全体で五百四十万石ないし五百五十万石という数字が今度出たわけです。去年の四百八十万石に比べますと一割五分くらいの伸びになりますが、その伸びたために、少なくとも去年などに比べますと、買いたいという需要の方はぐっと減って参りました。従いまして、当初考えられた、

あるいは昨年度と比べると、お取引の値段はずっと下がってきたという現象がございますが、これは先ほど申し上げましたように、自分で酒を作つて自分でびんに詰めて売るという形の酒屋さんのもうちけと決してそう大差ない形の程度まで下がつてゐるということがあわわれの観測でございます。それではまたお掛け取引がなぜここまで去年と比べてあまりにも急激に下がつたかといふ点につきましては、造石数がそういうやって平均して一割五分も伸びましたために、たとえば自分が考えておったのよりも容器が足りない。今はうらうらタンクを使っておりますが、それが間に合わない。従つて、昔ならばおけば買ひの方が来て新酒をどんどん買っていくという現象が起きましたのが、それを買っていくテンボが少なくともおせい。それからまた古酒にいたしました。でも、そう長く持たないでもどんどん売れた。それが売れないで残つておる。そうすると自分の作るのものもふえた上に買手がない。そういう両方がダブつて参ります。それで需要が少なくなつて投げ売りをしてくる。投げ売りといふ言葉はよくございませんけれども、売り急ぎになる。従つてどうしても相場が軟調になるという現象が起つておると考えております。しかしそれも、先ほどの百三十五円といふ数字は、私たち新酒の値段だと聞いております。古酒でございますと、現在では百五十円ないし百六十円しておるよう聞いておりますので、この三月一ぱいで個々の作りが終わるわけであります。これが終わつてしまえば一応おけの値段ももつと落ちつくのじやなかろうか。百三十五円という値段よ

○藤井委員 今の問題にもう一度触れて再度のお尋ねをいたしたいと思うのであります。この前国会の方へ提出されました資料によると、今度酒の税金が下がる、その減税を見越して約六万キロットくらい消費が伸びるであろうというふうな前提のもとに、今度の酒の製造石数をふやされたというふうな数字を私は見たわけであります。が、この見積もりがはたして実際と合うかどうか、これについて一つ間諭部長の見通しを再度お尋ねいたしたいと思います。

○上田説明員 清酒の伸びは、大体大観いたしますと、従来は国民所得の伸びと同じように伸びて、奇妙な数字の相関を持っております。大体国民所得が七、八%伸びますときは、清酒も七、八%伸びるという結果を来たしております。そこで現在までの伸びを見ますと、大体一割ないしは一割五分足らずというものが清酒の伸びでございます。

そういう一割程度——一割二、三分と申した方が正確かもしませんが、そのような伸びを示しております。それで一応一割が普通通り伸びるというこ

とを考えまして、去年度の四百八十万石に対しましてまず一割ということであります。それからその先に減税分がいたしまして、たとえば二級にいたしますと、今回の改正案では約五十円下がることになつておりますが、それ

を大ざっぱに一升四百九十円の基準価格のものが五百円と仮定いたしま

と、一割ちょっとの税金が下がる。そしてそれが全部また酒の購入資金に向かうだらうかという問題につきましては、従来の減税の際の一〇%以上向かった場合と七〇%向かった場合との例がございます。それでこれくらいの数量になりました場合に、はたして全額同じ酒に向かうか、それとも若干向かい方が少なくなるかということは、これは一つの見当にすぎませんけれども、五十円のうちの八割くらいのものがまた酒に向かうだらう。ちょうど五百円と五十円でございますから、平均しまして約八割くらいは向かうとしますと、八%くらいの伸びにならうかと思ひます。その伸びを考えまして、われわれとしましては、通常の形で一割伸びるほかにさらに一割といふことを今度業者の判断にまかせたわけではありません。というのは、われわれが自分はどうくらいいられるかということと税金のはね返りが幾らであろうということをマクロ的に考えまして、これは若干ダブつて計算される部分もございましょうけれども、実際の業者の方が自分で割伸びるほかにさらに一割といふことを考へられて、その積み重ねが総生産量になるべきであるという考え方があります。しかしそれはつあるわけであります。しかしそれはただいて、総生産量は五百五十万ない先ほど申し上げたおけ売りの方とおけ買いの方の恩恵がダブつたりしますので、あくまでもそこは各人で考えていいべきであります。しかし希望は各人の御自由でございますから、その点判断してお作り願いますということで、一〇%のアローランスというものを感じまして希望加配をいたした。それに

よって実際できました結果を見ますと、一割のアローランスを置きましたのが、その半分だけを皆さん希望いたしましたので、私たちが考えた五百八十万石足らずのものに対しまして、実際の生産量は五百五、六十万石という計算が出ましたが、これは歩どまりの関係で現在の予想では五百二十万石を割るのではないかというものが現状でござります。

○藤井賛美 今お話になりました希望加配の制度をことしとられたというごとから、おけ買いとおけ売りの対立するといいますか、取引する両者の利害が今度逆転してきておる。ともかくおけ売り相場が非常に下がってきておつて、現在おけ売りを中心としておる中小メーカーが非常に苦境に立つておる。この事実もお認めだと思うのですが、かつておけ売り側が有利でおけ買い側が不利な場合は、おけ売りをせいぜい安くするような行政指導がなされおつた。ところが今度は希望加配の制度によっておけ売りの方が非常に不利な立場になつておる。こういった場合は、かつては逆な行政指導がされたおつたが、現在困つておるおけ売り側に対し、価格の安定をばかり得るよう、適正な価格の取引ができるよう行政指導をされる当然の責任があり、こういった大蔵省と特殊な関係にある業界だけに、閣税部長なり国税庁長官なりは一つ特別な配慮をされてしかるべきではないかとうふうに思うのでありますて、この点について一つ御見解を承りたいと思います。

小企業の方がが多いわけでございます。従いまして、こういう四千軒の方たちが将来どういうような形で酒作りをしていかなければならぬかという点につきましては、われわれも当然のことながら大きな関心を持っておりまして、中央会などにも始終相談して、どのような形で持つていいらしいかとということを考えているわけでござります。従来私たちが打ち出した線は企業合同といいますか、できるだけコストを安くして、また販賣能力を増すためには、小業者が小業者のままでどまつてはだめだ、みんなが共同していれば、小さいながらのままで、昔ながらのままで、いわゆる経済的な生産が続けていけるかどうかという点は大いに疑問じゃなかろうかということになりました。そこで、相当懇意して参つたのであります。しかし、これはわれわれが口では申しましても、実際には四千軒の業者の方は、それぞれ地方へ行きますと、昔ながらの旧家が多うございまして、なかなか自分のプライドも多いし、だれかと一緒になつて、そして一つの企業をやっていく、あるいは自分のところは待機をして別に能率のいい庫を建てるというところまではなかなか踏み切れない。しかし、それはなぜかといいますと、やはり踏み切れないので、もうこちやつていていたといふ点に最も大きな原因があらうと思う。しかし、ことしのようなことにない限りは、やはり皆さんが相当自分でお考えになる機会がきた。ですから、これからもっとどうしたらい

条件と、いろいろなものが動いてきておるかと思ひます。これらに照らして、なお御要望の数字も中に書きまして、十分検討して怠りのないようにできる限り努力をもつてございます。

○藤井委員 これはこの前お話ししてからまだ時間がたっておりませんので、いたし方ないと思ひますけれども、一つ国税庁長官におかれましては、今度は従来のようなことで一応いたし方ないというふうに後退されないで、絶対に今度は長年の懸案であるこの酒類業者に対する融資対策、わけても中小企業規模を持つておる業界に対しては、はつきりした線を出しますといふ情熱をもって解決にあたつていただくことを、再度のお願いでござりますけれども、特に切望いたしておきま

す。
最後に主税局長にお尋ねをいたしました。お尋ね申し上げますよりは、確認をいたしまして、今後の運び方について御意見を承りたいと思うのであります。これがまた大企業対中小企業の問題、特にまた特殊な条件のもとに置かれておる中小企業問題として、合成酒、日本酒等の問題でござります。この問題については、いろいろな角度から議論の余地があろうかと思うのであります。私は先般の当委員会におきまして、日本酒に使うブドウ糖並びにアルコールは法律でこれを定めるということになっており、片や合成酒に使いう米の量は政令に委任されておる。これは片手落ちであるということをいろいろお話を申し上げましたところ、大臣も、まあ法理論として法律上それはそういうふうに十分考えられるといふことで、御承知のよくな結論を一

応得た、私は確認いたしておるわけでございますが、できることならば、この際修正をするということもと一つの考

えであらうかと思うのでありますけれども、これもすでに法案が成立直前にあたつておつて、まことにタイミング

と、いいますか、期を失した感がありますので、この問題については今後ど

うな—その問題の議論をして、

午後六時十二分散会

日進月歩していくだろうと思うわけでござります。それを全部法律に一々盛るということとはたしていいか悪い盛るということにはたしていいか悪い

か。国会閉会中にその問題が起きたと

午後六時十二分散会

の答えとしては、少し見当が違ったよ

うな—その問題の議論をして、

昭和三十七年三月二十六日印刷

昭和三十七年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局